

**CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件**  
**遵守政策ガイドライン1**  
**(第26回委員会年次会合 (2021年10月13日) において改正)**

## 1. はじめに

この政策は、委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）が、CCSBTの保存管理措置に関して自らの義務を遂行するための最低履行要件を規定している。全ての義務は、メンバー及びCNMの両方に適用されることを前提としている。別段の記載がある場合を除き、いずれの「メンバー」にもCNMが含まれ、いずれの「委員会」にも拡大委員会が含まれるものとする。この政策には、委員会及びCCSBT事務局の義務は含まれない。

この政策にある保存管理措置及び義務は、CCSBT事務局から提供されたものであり、CCSBTの決議、決定及び勧告の原文から引用されたものである。この文書の関連するセクションの冒頭部分において、各々の措置の公式名称（該当する場合）及び全文へのリンクが示されている。一部の義務については、理解し易いように、原文の決議、決定又は勧告とは別に、その記述及び順番に変更を加えている。

この政策は、法的拘束力を有しない文書である。これらの義務の正式な規定については、決議、決定又は勧告の原文を参照されたい。正式な勧告、決議又は決定とこの政策との間に相違があった場合においては、当該勧告、決議又は決定が優先する。

一部の措置は、情報又はデータの共有に関する規定を包含している。これらの共有に関する取決めについては、関連する決定/決議の一部として、並びに/又はCCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の一部として、頻繁に機密性に関する規定に関連付けられてきている。かかる機密性に関する取決めについては、この文書には含まれていない。

## 2. 目的

この政策の目的は、CCSBTの義務の実施を改善することである。この政策によって、全てのメンバーが、既存の義務及びかかる義務の適切な実施が期待される基本的な事項に対して、共通の理解を持つことが可能となる。また、この政策は、各メンバーの実施手続上の観点から、透明性についても提供するものである。この政策は、メンバーに対して、次のとおり要請する。

a) CCSBT の義務を遂行するべく、規則、運用制度及びプロセスを作成し、規定し及び実施する。

b) 委員会に対し、遵守委員会を通じて、規則、運用制度及びプロセスの有効性について報告する。

個別具体的な義務に対する最低履行要件の詳細さの程度は、義務の実施に関連する遵守リスク、及び全てのメンバーによって実施されるより一貫性がありかつ厳格な手法に対する必然的な要求を反映している。遵守に関する追加的なリスク（義務の履行に関連するもの）が生じた場合には、今後、履行要件に更に改善される可能性がある。

### 3. 政策提言

1. メンバーは、この遵守政策が委員会によって採択された後、できる限り速やかに、その別添 1 において規定された最低履行・報告要件を遂行し、又はそれ以上のことを実行することが期待される。遵守委員会は、個々の状況に応じて、特定のメンバーに関して、施行日を遅らせることに合意することができる。
2. 全ての規則、運用制度及びプロセスが実施されなければならない。
3. 漁獲管理、許可及び MCS に関連する措置（別添 1 のグループ 1-3）については、全ての運用制度及びプロセスが規定されなければならない。また、メンバーは、科学及び生態学的関連種に関連する措置（別添 1 のグループ 4 及び 5）についても、自らの運用制度及びプロセスを規定するよう要請される。
4. いずれの規定においても、以下に掲げる事項を含めなければならない。
  - 規則遵守の監視方法の特定
  - 発見された全ての非遵守に対する制裁の特定
  - 運用制度及びプロセスの全ての事項を実施する所管官庁への責任の付与
  - 義務を遵守する際の規則、制度及びプロセスの有効性を評価するための基準及び手続
5. 履行に関する年次報告書には、以下に掲げる事項を含めなければならない。
  - 最低履行要件を遂行する方法及びその監視方法についての規定
  - 義務及び履行要件を遂行するための規則、運用制度及び手続の効果の評価
  - 全ての遵守リスク又は規則、運用制度若しくは手続上の不備の公表

各々のメンバーは、特定の義務に関して、最低履行要件の変更を提案することができる。変更内容は、少なくとも別添 1 の最低履行要件と同程度の厳格さを持つものであることを証明するものでなければならない。提案する変更内容は、委員会に提出しその承認を得なければならない。承認された変更内容は、この文書及びこの遵守政策の様式の部に添付される。

CCSBT における一部の義務は、最低基準を有する。かかる最低基準及びその更新情報は、この政策において引用されている。それらは、以下のとおり。：

- 別添 2 (CCSBT メンバー及び協力的非加盟国の標識放流計画に関する最低限の手続及び情報基準)、CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議 [CDS 決議](#)
- 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議、セクション 3 (洋上転載)、セクション 4 (港内転載)、付属書 1 (CCSBT 転載申告書) 及び付属書 2 (CCSBT 地域オブザーバー計画) [転載決議](#)
- [港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議](#)
- CCSBT 科学オブザーバー計画規範 [科学オブザーバー計画規範](#)

## 定義

この政策において、以下の用語が使用される。

- *国別配分量に帰属する SBT 漁獲量*—メンバーによる SBT 漁獲死亡量のうち、当該メンバーにかかる SBT 総漁獲可能量の配分量に計上されるもの。
- *運用制度及びプロセス*—義務及び規則を履行するために必要となる業務を提供する手段。権限の付与、確認、オブザーバー、取締り、調査等の業務。
- *規則*—法的に拘束力のある又は強制力のある指示、義務又は条件。規則には、法令、規制、及び許可、免許又は権限の付与の条件が含まれる。
- *制裁*—発見された非遵守又は違法行為に対して課せられる罰則又はその他の是正措置。

この政策において、漁獲証明制度 (CDS) に関しては、以下に掲げる定義を適用する。

- 証明とは、CDS の様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを最初にチェック及び承認することをいう。一般的に、証明は、関係する事業運営 (例：漁業、蓄養、輸入又は輸出) を代表する、又はそれに対して責任を有する個人によって実施される。
- 確認 (validation) とは、CDS の様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを裏付ける (confirm) ために二番目のチェック (check) をすることをいう。確認 (validation) の手続きには、以下に掲げる事項が含まれる。

(1) 文書化の確認 (checking)

(2) 関連文書との照合による SBT 製品又は漁獲物の検査。これは、以下に掲げるメンバーの施設からランダムサンプリングで得られたものを対象に実施される。

a. 蓄養場

b. メンバーの港に水揚げする船舶、又はメンバーの港から再輸出する船舶

c. 外国の港に水揚げする船舶

必要となるいかなる検査も CDS 様式を確認 (validation) する前に完了しなければならない。確認 (validation) は、政府職員又は CDS 文書の確認権限を正当に委任されたその他の個人によって実行される。

- 確認 (verification) とは、流通のあらゆる段階における SBT 又は市場に持ち込まれた SBT が CDS の文書化要件と整合的であることを裏付ける (confirm) 又は監査するためのサンプリング、監視及び調査手続きをいう。確認 (verification) は、メンバーの権限ある当局によって実施される。確認 (verification) には、以下に掲げる事項が含まれる。

(1) CDS 文書化及び SBT 製品のサンプルの検査及び分析、並びに特定された不調和又は不正行為の調査

(2) CDS の文書化が不完全又はそれが添付されていない SBT の供給を発見及び調査するための市場の監視

(3) 外国の港におけるメンバーの船舶による転載の監視

(4) 輸出される又は輸入される SBT に必要な CDS 文書が添付されていることの確認 (checking)

#### 4. 政策実施

この政策は、3年間かけて実施される。この期間において、遵守委員会は、CCSBT における義務を通じて作業を行い、履行要件に合意をする。別添 1 は、履行要件が合意されれば、これに応じて更新される。

委員会に対して新しい義務を勧告する際には、遵守委員会は、かかる義務に関連する履行要件をこれに含める。委員会による合意後、新しい義務及び履行要件が別添 1 に追加されることとなる。

## 5. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項：
委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 政策の承認</li><li>● 履行要件の承認</li></ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 履行要件の勧告（別添 1 の更新）</li><li>● 年次報告書のレビューを通じたメンバーの遵守の監視</li><li>● この政策のレビュー及び修正勧告</li></ul>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"><li>● 規則、運用制度及びプロセスの策定及び実施</li><li>● 進捗及び有効性に関する報告</li></ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>● 報告書のテンプレートの作成</li><li>● この政策及び年次報告書のウェブサイト掲載</li></ul>

## 6. 政策のレビュー

この政策は、政策が承認された日から3年ごとにレビューされる。履行要件は、それが合意された日から3年ごとにレビューされるものとする。

メンバーは、いつでも単一の又は複数の最低履行要件のレビューを要求することができる。かかる要求は、レビューすべき理由とともに遵守委員会の年次会合に提出しなければならない。当該要求は、事務局長がそれをメンバーに回章できるよう、遵守委員会年次会合の遅くとも4週間前までに、事務局長宛に送付されなければならない。

## 7. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

\_\_\_\_\_  
委員会議長

日付： \_\_\_\_\_

レビューの日付: \_\_\_\_\_ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)

## 別添 1. 最低履行要件

この別添は、メンバーが各保存管理措置に関連する義務を履行するための最低履行要件について規定している。かかる保存管理措置は、以下のグループに分類される。

- 1 漁獲管理措置
- 2 許可措置
- 3 MSC 措置
- 4 科学的措置
- 5 生態学的関連種に関する措置
- 6 定期的報告措置

### 1. 漁獲管理措置

このセクションは、以下の措置に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

- 国別配分の遵守 (1.1)
- 遵守行動計画 (1.2)

#### 1.1 国別配分の遵守 (決定)

**名称:** この措置の公式名称は存在しないため、「国別配分の遵守」を用いる。

**リンク:** [https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_Allocation.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Allocation.pdf)  
[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_Limited\\_Carry\\_forward.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Limited_Carry_forward.pdf)

国別配分量に帰属する SBT 漁獲量 (帰属 SBT 漁獲量) にかかる共通の定義に関する決定及び帰属 SBT 漁獲量の定義の実施に関する原則及び行動ポイントは、CCSBT 21 報告書パラグラフ 50–53 のとおりである。

[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_21/jp\\_report\\_of\\_CCSBT21.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_21/jp_report_of_CCSBT21.pdf)

**注:** この措置に関連する義務は、拡大委員会 (EC) の定期的な決定に従う。限定的繰越しのプロセスはメンバーのみが利用可能であり、CNM は利用することができない。

CCSBT は、全世界の総漁獲可能量の国別配分量に対して計上されるメンバー/CNM の「漁獲量」を「帰属 SBT 漁獲量」と呼称すること、及び帰属 SBT 漁獲量は以下のとおり定義されることに合意している。

メンバー及びCNMの国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量<sup>1</sup>であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする。

- 商業的漁業操業（SBTを主な漁獲対象とするかどうかを問わない）
- 放流及び／又は投棄
- 遊漁
- 慣習的及び／又は伝統的漁業
- 沿岸零細漁業

1.1 国別配分の遵守	
義務	最低履行要件
i. 各メンバー及びCNMは、ある割当年における総帰属SBT漁獲量が、当該年に関してECが予め決定した有効漁獲上限 <sup>2</sup> に、そのメンバー／CNMが未漁獲の国別配分量として当該年に公式に繰り越した一切の数量を加えた数量（すなわち総漁獲利用可能量）を超えてはならないことを確保するものとする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各メンバー／CNMの総「帰属SBT漁獲量」が、関連する期間におけるメンバー／CNMの総漁獲利用可能量<sup>3</sup>を超えないことを確保するための規則を整備する。</li> <li>2. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 毎年の漁獲取決めを実施する。これには、以下に掲げるものが含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 会社、漁獲枠所有者又は船舶ごとの配分量の特定</li> <li>ii. 全ての漁獲量の毎日の記録に関する取決め</li> <li>iii. 大型まぐろはえ縄船からの漁獲量の各週報告、及び沿岸漁船からの漁獲量の各月報告</li> </ol> </li> <li>b. 漁業に関連する全てのSBT死亡を監視する。</li> <li>c. 「国別配分量に帰属するSBT漁獲量」の正確さを確保する。これには、以下に掲げるものが含まれる。</li> </ol> </li> </ol>

<sup>1</sup> 船舶が他のメンバー又はCNMの個人又は主体により用船されている場合であって、その漁獲量が当該メンバー又はCNMに帰属される場合を除く。

<sup>2</sup> 有効漁獲上限とは、メンバーの国別配分量に、当該国別配分量の短期的な変更（例えば一時的な移譲）として合意された数量を加減した数量である。

<sup>3</sup> 総漁獲利用可能量とは、当該割当年におけるメンバーへの有効漁獲上限としての配分量に、未漁獲の配分量として当該割当年に繰り越された一切の数量を加えたものをいう。



1.1 国別配分の遵守	
義務	最低履行要件
	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 漁業を行うメンバーについては、当該メンバーの漁船によって漁獲された SBT に対する物理的検査体制</li> <li>ii. 蓄養を行うメンバーについては、SBT 漁獲物の重量の推定に用いた手法の監視及び必要に応じた調整／再較正</li> </ul> <p>3. 漁業に関連する全ての SBT 死亡が、毎年、拡大科学委員会（資源評価分析に含めるため）及び委員会に報告される。</p> <p>4. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 毎年の漁獲取決めの遵守状況を監視する</li> <li>b. 必要な場合には、制裁又は是正措置を科す</li> </ul>
<p>ii. 拡大委員会が別の決定を行わない限り繰越しの手続きが適用されない状況にある場合<sup>4</sup>を除き、メンバーの年間総漁獲利用可能量において未漁獲量が生じた場合には、そのメンバーは当該未漁獲量を次の割当年に繰り越すことができる。しかしながら、ある年から次の年に繰り越すことができる総割当量は、繰り越される漁獲枠が生じた年におけるメンバーの有効漁獲上限の 20 % を超えてはならない。</p>	<p>1. 繰越措置を採用することを決定するメンバーは、以下に掲げる事項を実施する（特定の年において繰越が行われたかどうかは問わない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 以下に掲げる事項を確実に実施するべく、運用制度及びプロセスを整備しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 繰越について事務局に通報する前に、正確で、確認済みで、頑健な国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の確定値が利用可能となる。</li> <li>ii. 繰越措置の採択及び利用に関する報告が、総漁獲利用可能量の計測及び確認に関する説明文とともに、拡大委員会への年次報告書に含まれる。</li> </ul> </li> <li>b. 次の割当年に未漁獲の配分量を繰り越す意向を有するメンバーに関して、事務局長は、事務局からの確認要請の受領後 90 日以内に、新たな</li> </ul>

<sup>4</sup> こうした状況には、a) 「例外的状況」が生じており、拡大委員会（EC）が3年間のクォータブロック内において全世界の総漁獲可能量を削減することに合意した場合、b) EC が3年間のクォータブロック内において1以上のメンバーの国別配分量を削減することに合意した場合（関連するメンバーのみ繰越しを行うことができない）、c) より低い全世界の TAC を管理方式が勧告した場合又は EC が決定した場合、又は d) 2017 年漁期又はそれ以降に国別配分量を超過した場合であってそれらの漁期の超過漁獲分を返済していない場合が該当する。

1.1 国別配分の遵守	
義務	最低履行要件
<p>iii. ある年のメンバーの総漁獲利用可能量は、当該割当年における同国の国別配分量に、直前の割当年における同国の国別配分量の20%に相当する数量を加えた数量を超えてはならない。</p> <p>iv. 未漁獲分の割当量の繰越しを行うことを選択したメンバーは、事務局からの要請<sup>5</sup>の受領から90日以内に、事務局に対してこれを確認するものとし、この確認には、新たな割当年における修正された総漁獲利用可能量を含むものとする。</p> <p>v. メンバーは、当該割当年における当該手続きの実際の利用の有無にかかわらず、拡大委員会への年次報告書において、手続きの利用状況について報告するものとする。</p>	<p>割当年における修正された総漁獲利用可能量3とともに、終了した割当年におけるメンバーの総帰属 SBT 漁獲量（原魚重量による）について公式に通報を受ける。</p>

<sup>5</sup>事務局は、メンバーに対し、割当年の終了時点において、未漁獲分の割当量を次の割当年に繰り越すかどうかについての意向を確認することとされている。

## 1.2 遵守行動計画

名称： a) 保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議、及び  
 b) CC7 報告書パラグラフ 26 (及び別紙 5) : CC7 で合意され、CCSBT19 で採択された、年次報告書のための新たな統合版テンプレートの採択にかかる決定

リンク： a) [https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_ComplianceActionPlans.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_ComplianceActionPlans.pdf)  
 b) [https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp\\_Annual\\_CC-EC\\_Reporting\\_Template.docx](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.docx)

注：第 5 回遵守委員会会合は以下に合意した：「遵守行動計画には、有益な情報源が含まれている。同計画の詳細は改善され続けられるべきであり、また同計画は更新され、今後の遵守委員会に提出されるべきである。」それにもかかわらず、行動計画に関する決議パラグラフ 1 及び 5 は、これらのパラグラフの内容は既に達成されており最早適用されないことから、以下に義務として列記されていない。行動計画決議におけるいくつかの報告事項は、年次報告のための統合テンプレートにより置き換えられている。このため、いくつかの義務では年次報告書に言及している。

1.2 遵守行動計画	
義務	最低履行要件
i. 遠洋はえ縄漁船を持つメンバーは、少なくとも次の 3 つの分野において改善を図ることを国別報告書に明記するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● SBT の転載に対する寄港国検査               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ メンバーは、SBT の転載を行う外地港を指定し、それ以外の外地港での転載を禁じ、効果的な検査に必要な関連情報を共有するためこのような指定港の国と情報交換をしなければならない。</li> </ul> </li> <li>● 漁獲努力量の 10% をカバーする乗船科学オブザーバーを通じた漁獲データの確認。</li> <li>● メンバー及び CNM の当局による自国船籍船に対する実際の漁獲物検査。</li> <li>● 上記の措置は、いずれも合法的な SBT の商業取引を阻害しない方法で実施しなければならない。</li> </ul>	1. この義務に関連して、年次国別報告書テンプレートのセクション II (3)(b)、II (4)(b) 及び II (5)(b) が完成されなければならない。 <p>また、以下の年次国別報告書テンプレートにおける以下のセクションも完成されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● セクション I (1) : 今漁期に実施した MCS 改善事項の詳細を記入すること。</li> <li>● セクション I (2) : 今後の漁期に予定されている MCS 改善事項及びその実施予定日を記入すること。</li> <li>● セクション II (1)(d) – 科学オブザーバー(vii) : その他関連する情報 (改善計画、特に、カバー率を努力量の 10% にするための手段を含む)</li> </ul>

1.2 遵守行動計画	
義務	最低履行要件
ii. SBTを蓄養するメンバーは、いけすに移送するSBTの10%を監視するため、ステレオビデオシステムによる商業ベースの調査を2011年漁期に実施し、同システムが有効であると認められれば、継続的な監視のためのシステムとして次期以降もこれを採用するものとする。	1. いけすに移送するSBTを監視するためのステレオビデオモニタリング技術の実施が予算上可能であることが判明した場合には、これを採用する。 2. 当該監視結果が、科学委員会及び遵守委員会等関連するCCSBT会合に報告されなければならない。

## 2. 許可措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

- 許可蓄養場記録 (2.1)
- 許可船舶記録 (2.2)
- 許可運搬船記録 (2.3)

### 2.1 許可蓄養場記録 (決議)

名称：許可蓄養場の記録の創設に関する決議

リンク：[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_AuthorisedFarms.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_AuthorisedFarms.pdf)

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない SBT 蓄養場は、SBT の蓄養事業の許可を受けているものとはみなされない。

2.1 許可蓄養場記録	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、その管轄水域において SBT 蓄養事業の許可を受けている蓄養場のリストを事務局長に提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備し、適用する。 a. SBT の蓄養事業を行う蓄養場に許可を与える b. 畜養場が許可を受けてから 15 日以内に、許可を受けた蓄養場に関する必要な全ての情報を事務局長に提供する c. あらゆる更新情報を直ちに事務局長に提出することとし、これは変更があった日から 15 日を超えてはならない d. SBT の畜養を許可された CCSBT 蓄養場記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段によって、許可に関する情報及びあらゆる更新情報を提出する
ii. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録への追加、削除及び/又は修正について、かかる変更が生じた場合には、事務局長に通知しなければならない。	
iii. メンバーは、許可を受けた蓄養場が、関連する CCSBT の措置を遵守することを確保しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を確保すべく、規則、運用制度及びプロセスを整備する。

2.1 許可蓄養場記録	
義務	最低履行要件
iv. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に登録されていない蓄養場からの及び同蓄養場への SBT の国産品の水揚げ、輸出、輸入及び/又は再輸出を許可してはならない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>a. 全ての許可畜養業者に対して、CCSBT の措置に関連する自らの義務を認識させる</li> <li>b. 許可を受けた畜養場及び関連するあらゆる更新情報を事務局長に通報する前に、SBT の活け込み、収穫又は移送が実施されないようにする</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 以下に掲げる事項を確保すべく、規則を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 許可を受けた畜養場が関連する CCSBT の措置を遵守する</li> <li>b. 許可畜養場記録に登録がない畜養場への SBT の水揚げ又は同畜養場からの輸出（再輸出）を行わない（国内産、輸出、輸入又は再輸出を問わない）</li> </ol> </li> <li>3. 以下に掲げる事項を実施すべく、運用制度及びプロセスを適用する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 畜養場による規則の遵守状況を監視する</li> <li>b. 非遵守が確認された場合、必要に応じて畜養場／畜養業者に対して制裁及び/又は改善措置を課す</li> </ol> </li> </ol>
v. CDS の有効性を確保すべく、以下を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● メンバーは、蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限り CDS 文書を確認しなければならない</li> <li>● 蓄養を行うメンバーは、蓄養 SBT に関して、国内販売の最初の地点まで、当該蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限って確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない</li> <li>● メンバーは、蓄養 SBT の輸入について、当該蓄養施設</li> </ul>	セクション 3.1 D（CDS 確認（validation））参照

## 2.1 許可蓄養場記録

義務	最低履行要件
が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限って確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない	

## 2.2 許可船舶記録

名称：2015年 CCSBT 22 において採択された「みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議」の修正決議

リンク：[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_Authorised\\_Fishing\\_Vessels.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Authorised_Fishing_Vessels.pdf)

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない漁船は、SBT の漁獲、船内保持、転載及び水揚げの許可を受けているものとはみなされない。

2.2 許可船舶記録	
義務	最低履行要件
<p>i. メンバーは、以下の事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2017年1月1日より、メンバー及び協力的非加盟国は、SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての漁船（ただし木造船及びファイバーグラス船を除く）であって、かつその大きさが総トン数／総登録トン数で100トン以上の漁船に対して、IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。</li> <li>● 自国の登録下にある全ての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する</li> <li>● 関連の法律と合致した形で、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる</li> <li>● みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされる追加的措置の採択を含めた自国の IUU 措置の実施状況をレビューする</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、規則を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 全ての許可船に対して、国別の固有の船舶識別子又は固有の登録番号を取得させる</li> <li>b. 全ての許可船舶（ただし木造船及びファイバーグラス船を除く）のうち、少なくとも総トン数／総登録トン数が100トン以上のものに対して、2017年1月からIMO ナンバーの発行を受けさせる</li> </ol> </li> <li>2. あらゆる漁船による SBT を対象とした IUU 漁業を検知、防止及び抑止するべく、運用システム及びプロセスを整備し、適用する。</li> <li>3. 入手した IUU 漁業に関する全ての証拠を年に1回レビューし、IUU 漁業を発見及び抑止するためのメンバーの措置の有効性を評価する。</li> </ol>
<p>ii. メンバーは、SBT の漁獲を許可された自国の旗を掲げる漁船のリストを、事務局長に提出しなければならない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. メンバーの旗を掲げる個々の漁船に対して、SBT 漁業の許可を与える</li> <li>b. 漁船に許可を与えた日から15日以内に、当該許可を受けた漁船についての必要な情報を提供する</li> </ol> </li> </ol>
<p>iii. メンバーは、CCSBT の記録におけるいかなる追加、削除及び/又は修正についても、このような変更が生じた際に速や</p>	



## 2.2 許可船舶記録

義務	最低履行要件
<p>かに事務局長に通知しなければならない。</p>	<p>c. 変更が生じた場合には、変更があった日から 15 日以内に全ての更新情報を事務局長に提出する</p> <p>d. 全ての許可情報及び更新情報が、電子的かつ、CCSBT 許可漁船に関するデータ提供様式を利用して、事務局長に提出されることを確保する</p>
<p>iv. 記録に登録されている船舶の旗国であるメンバーは、以下について行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存管理措置に基づく要件及び責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船に SBT を漁獲する許可を与える</li> <li>● 自国の漁船が関連するすべての CCSBT 保存管理措置を遵守することを確保するための措置を講じる</li> <li>● CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる</li> <li>● 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する</li> <li>● CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船による SBT の漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する</li> <li>● 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメ</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 許可を受けた漁船が関連する CCSBT 措置を遵守することを確保する。これには、以下に掲げる事項について要求することが含まれる。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. いかなる時においても、メンバーの旗を合法的に掲げ、かつ当該漁船の詳細が許可船舶記録において適正に登録されている漁船に限り、SBT の漁獲、船上保持、転載又は水揚げが許可されること</li> <li>b. 漁船の船主又は漁業許可受給者は、メンバーの管轄下の市民又は法人であること、並びに取締り活動及び制裁の適用の対象となること</li> </ol> </li> <li>2. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 全ての船長に対して、CCSBT の措置に関連する自らの義務を認識させるよう確保する</li> <li>b. SBT を対象とした漁業及び/又は転載を行っている疑いがあり、かつ、許可船舶登録に登録されていない全ての漁船について、メンバーによる調査の後、可能な限り速やかに、当該漁船に関する情報を事務局長に提出する。かかる情報には、船舶の名称、船舶の旗国、船舶の位置</li> </ol> </li> </ol>

2.2 許可船舶記録	
義務	最低履行要件
<p>ンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる</p>	<p>(可能な場合)、操業者の名称、船舶識別番号又は信号符字、並びにその他船舶及び操業者を発見及び特定に役立ち得る情報が含まれる</p>
<p>v. メンバーは、CCSBT の記録に掲載されていない漁船による SBT の漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止しなければならない。</p>	<p>3. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを適用する。</p> <p>a. 漁船の規則遵守のモニタリング</p> <p>b. 必要に応じた制裁又は改善措置の執行</p>
<p>vi. CDS の有効性を確保するべく、以下について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 旗国であるメンバーは、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない</li> <li>● メンバーは、漁船によって漁獲された SBT が、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書の添付を求めなければならない</li> <li>● メンバーは、CDS 文書が偽造されないこと、又は虚偽記載が行われないことを確保するべく協力しなければならない</li> </ul>	<p>セクション 3.1 D (CDS 確認 (validation) ) 参照</p>
<p>vii. メンバーは、CCSBT の記録に登録されていない漁船が、SBT 漁業及び/又はその転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、それを示す全ての事実関係を事務局長に通報しなければならない。</p>	

## 2.2 許可船舶記録

義務	最低履行要件
<p>viii. 拡大委員会及び関係するメンバーは、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、適切な措置を策定し実施するべく最善の努力を尽くす。この場合において、実行可能であれば、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるべく適宜同様の性格の記録を創設する。そのような悪影響とは、IUU 漁船の SBT 漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。</p>	

### 2.3 許可運搬船記録（転載決議の一部）

**名称：**洋上又は港内において SBT を含む転載を受けとることを認められた船舶の記録（「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」のセクション2 より）

**リンク：**[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_Transhipment.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Transhipment.pdf)

**注：**転載決議の他の規定に関する義務については、セクション 3.3（転載監視計画）のとおり。この決議の目的上、この記録に登録されていない運搬船は、洋上又は港内転載による SBT の受け取りの許可を受けているものとはみなされない。

2.3 許可運搬船記録	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、CCSBT 事務局長に対し、洋上または港内において自国の LSTLV から SBT を含む転載物を受け取ることを認められた運搬船のリストを提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。 <ul style="list-style-type: none"><li>a. 自国の許可漁船（LSTLV）から洋上及び／又は港内において転載物を受け取る各運搬船に許可を与える</li><li>b. 許可運搬船が、洋上転載において以下に掲げる義務を遂行することを確保する（転載監視履行義務 3.3 を参照）<ul style="list-style-type: none"><li>i. オブザーバーに対して、乗船を許可し、宿泊設備を提供する</li><li>ii. オブザーバーの職務を遂行するために彼らと協力する</li><li>iii. オブザーバーに対して、決して干渉したり、影響を与えたりしない</li></ul></li></ul>

<p>ii. 各メンバーは、最初の CCSBT 運搬船記録が作成された後、CCSBT 運搬船記録への追加、削除及び/又は修正が生じた時は、事務局長に対し、速やかに通知しなければならない。</p>	<p>c. 許可運搬船に関して、許可を受けた日から 15 日以内に、かつ、実際に転載を実施する前に、必要な情報を事務局長に提出する</p> <p>d. 全ての更新情報を、直ちに、当該変更が生じた日から 15 日以内に、かつ、実際に転載を実施する前に事務局長に提出する</p> <p>e. 全ての許可及び更新情報について、CCSBT 許可運搬船記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段で事務局長に提供する</p>
<p>iii. 洋上及び港内転載を認められた運搬船は、漁船監視システム (VMS) の搭載と稼働が要求されなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる場合においてのみ運搬船に洋上転載の許可を与えることを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p>a) 当該運搬船について、運用可能な VMS が既に搭載されているか、又は許可前及び SBT の転載前に運用可能な VMS が搭載されること。</p> <p>b) VMS の送信頻度が、転載作業を示すのに十分なものであること。</p> <p>c) VMS が想定される環境下で有効に機能すること。</p>

### 3. MCS 措置

このセクションは、以下に掲げる措置に関連した義務についての最低履行要件を規定している。

- 漁獲証明制度 (3.1)
- 船舶監視制度 (3.2)
- 転載監視計画 (3.3)
- IUU 船舶リスト (3.4)
- 港内検査の最低基準 (3.5)

#### 3.1 漁獲証明制度 (決議)

名称: **CCSBT** 漁獲証明制度の実施に関する決議

リンク: [https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_CDS.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_CDS.pdf)

注: 以下、「メンバー」という用語はこの文書の他の部分と同様に CNM を含み、「メンバー/OSEC」という用語は、メンバー、CNM 及び CDS に協力するその他の国/漁業主体を含む。

「類似」の業務を一まとめにするため、CDS の義務を以下のとおりに分類した。

- A. 一般条項及び適用
- B. 標準 CDS 文書の修正
- C. 標識装着
- D. 確認 (validation)
- E. 文書の保持及び事務局への提出
- F. CDS 文書の確認 (verification)

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務 (一般)	最低履行要件
i. 全てのメンバーは、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、この決議において規定される全ての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT への標識装着を含む。	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 許可蓄養場、漁船及び運搬船の全ての所有者及び事業者/操業者/運行者、並びに SBT にかかわる全ての加工業</li> </ul>

### 3.1 漁獲証明制度

A. 義務（一般）	最低履行要件
<p>ii. メンバー/OSEC の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出について、全ての SBT は、漁獲モニタリング様式、また必要な場合<sup>7</sup>には、少なくとも1つの再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式が、添付されなければならない。この要件の免除は認められない。ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 肉以外の魚体の部位（すなわち、頭、目、卵、内臓、尾）については、文書なく輸出/輸入することができる</li> <li>● 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバーは、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる</li> </ul>	<p>者、輸入者、輸出者、再輸出者は、CCSBT の義務を認識する<sup>6</sup></p> <p>b. 関連する CDS 文書を SBT に添付する。これには、以下に掲げるものが含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 全ての転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出については、漁獲モニタリング様式（CMF）</li> <li>ii. 国産品として水揚げされその後輸出された SBT の全ての輸出、及び輸入された SBT の全ての再輸出については、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式（REEF）。いかなる REEF も、輸出される SBT に関して、関連する CMF の写し及びこれまでに発行された全ての REEF の写しが添付されなければならない</li> </ul> <p>iii. メンバーの管轄水域における許可蓄養場間での全ての SBT の移送については、蓄養移送様式（FTF）</p> <p>c. CDS の証明義務を有する全ての者は、文書を証明するための要件を規定する。これには、以下に掲げるものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 漁獲標識様式（CTF）の証明者は、天然 SBT については漁労長又はその他適当な当局とし、蓄養 SBT については蓄養業者又はその他適当な当局でなければならない</li> </ul> <p>d. SBT の曳航及び蓄養に関与する全ての者は、以下に掲げる事項を実行するための手続を定める</p>
<p>iii. メンバーの管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。</p>	
<p>iv. CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていない。</p>	
<p>v. 適当な当局は、漁獲標識様式の証明の部を記入しなければならない。</p>	

<sup>7</sup> 全ての SBT の再輸出、国産品として水揚げされた SBT の全ての輸出が該当する。

<sup>6</sup> メンバー国の船籍を有しない許可運搬船の場合、当該運搬船がこれらを遵守できるよう当該運搬船の船長は許可を与えたメンバーの義務を認識する必要がある。

### 3.1 漁獲証明制度

#### A. 義務（一般）

#### 最低履行要件

- i. 各漁船による漁獲に関して、以下に掲げる項目を記録する
  - 1. 漁獲時及び曳航時における SBT の日ごとの死亡量
  - 2. 各蓄養場に移送される SBT の量（尾数及びキログラム単位の重量）
- ii. 各漁期終了時において SBT が CMF に記録される前に、これらの記録を利用して、蓄養活け込み様式を完成させる
- e. 証明手続の遵守状況が検証される
- 2. CDS 文書作成の例外を適用する場合（遊漁に関する義務 3.1A(ii)に基づいて認められるもの）には、いずれも場合においても、以下に掲げる事項を行わなければならない。
  - a. 明確に許可され、かつ、かかる決定が事務局長に通報されること
  - b. 関連するリスク管理戦略を策定し、これらに関連する死亡が明確にされ、かつ、遊漁による漁獲物が市場に出回らないようにすること
- 3. 全ての CDS 文書に固有番号が付与されるとともに、記入要領に従い全てが記入されることを確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。

vi. メンバー/OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び又は再輸出並びに（SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合）SBT の蓄養を許可されていない蓄

- 1. いかなる場合においても、転載を行う日において、CCSBT 運搬船記録上にある許可を受けた運搬船のみが、当該メンバーの LSTLV から洋上転載物を受け取ることが許可されることを確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施す



3.1 漁獲証明制度	
A. 義務（一般）	最低履行要件
<p>養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこから SBT の収穫を認めてはならない。</p>	<p>る。</p> <p>2. 以下に掲げる事項を禁止するための規則を策定し実施する。</p> <p>a. 非許可漁船/運搬船によって漁獲された又は転載された SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出</p> <p>b. 移送/収穫を行う日において、SBT の蓄養が許可されていない蓄養場への移送、SBT の蓄養が許可されていない蓄養場間の移送、又は SBT の蓄養が許可されていない蓄養場からの収穫</p>

3.1 漁獲証明制度	
B. 義務（CDS 文書の修正）	最低履行要件
<p>vii. 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる<sup>8</sup>。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。</p>	<p>1. 事務局長は、この決議に関して、提案された様式の変更が最小限のものであるか、又は大幅な変更であるかについて、メンバーと相談して決定する。</p> <p>2. データが連続性を有していることを確保し、事務局によるデータのアップロードが可能となるよう、修正後の文書は承認された様式との互換性を維持する。</p> <p>3. 修正後の文書は、修正箇所が明確に分かるようにした上で、遅くとも使用の 4 週間前までに、電子的な手段によって、事務局長に提供する。</p>
<p>viii. 上記に従って変更が加えられた文書<sup>9</sup>は、他のメンバー/OSEC に配布するため、事務局長に提供されなければならない。</p>	
<p>ix. 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。</p>	

<sup>8</sup> ただし、漁獲標識様式については、メンバーの裁量で、追加情報を含めるべく変更することができる。

<sup>9</sup> 漁獲標識様式への追加を除く。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
<p>x. メンバーは、下記の「3.1 C xv」に掲げる3つの状況を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に個別に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を含む CCSBT 漁獲標識計画要件を遂行することを確保するために運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>a. 全ての SBT 標識が、<a href="#">CDS 決議別添 2 第 3 パラグラフ</a>で規定された仕様の最低基準を満たすことを確保する</p> <p>b. 以下に掲げる者への SBT 標識の配布について記録する</p> <p>i. SBT を漁獲又は蓄養することを許可された者</p> <p>ii. 「3.1 C xv」及び「xvi」に規定される特別な状況に対応するために標識を受領した者（該当する場合）</p> <p>c. 漁船に取り込まれ、捕殺された全ての SBT（偶発的に混獲された SBT も含む）、又は蓄養場から水揚げされ、捕殺された全ての SBT（ただし、「3.1 C xv」に掲げる特別な状況が適用される場合を除く。）に対して、適正な標識を装着することを要請する</p> <p>d. 各魚体への標識装着は、捕殺後可能な限り直ちに行うよう要請する</p> <p>e. 捕殺時以降できる限り速やかに各魚の詳細情報が記録されることを要請する。これには、月、海区、漁法のほか、SBT が冷凍される前に測定された体重及び体長が含まれる</p>
<p>xi. 漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入しなければならない。体長及び体重測定は、SBT が冷凍される前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。</p> <p>xii. 漁獲モニタリング様式に記載される全ての SBT に対して漁獲標識様式が作成されていなければならない。</p>	
<p>xiii. 標識装着計画は、CDS 決議別添 2 に定められた手続及び情報に関する最低基準を満たさなければならない<sup>10</sup>。</p>	

<sup>10</sup> これには、標識に関する最低基準及び標識に関連する情報の要件が含まれる。

### 3.1 漁獲証明制度

#### C. 義務（標識装着）

#### 最低履行要件

<p>xiv. メンバーは、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。</p>	<p>a. <a href="#">CDS 決議</a>別添 2 に規定される手続及び情報に関する基準を満たす</p>
<p>xv. メンバー/OSEC は、次の場合を除き、標識をとまなわない丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。</p> <p>a. 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる</p> <p>b. CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる</p> <p>c. 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる</p>	<p>b. SBT 標識の許可されない全ての使用を特定する</p> <p>c. 標識番号の全ての二重使用を特定する</p> <p>d. 標識が装着されていないまま水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出される全ての丸の状態の SBT を特定する（義務「3.1C xv 及び xvi」に規定される場合を除く）</p> <p>e. 国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで<sup>11</sup>標識が丸の状態の SBT に留まることを確保する</p> <p>f. 違法 SBT が市場に流通する機会を低減させるためのリスク管理戦略（ランダムサンプリング又はリスクに基づくサンプリングを含む）が実施されていることを確保する</p> <p>2. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p>
<p>xvi. 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。</p>	<p>a. 事業者/操業者/運行者による上記 1.a-f の管理措置の遵守状況を監視する</p> <p>b. 非遵守が確認された場合に事業者/操業者/運行者に制裁措置を科す</p>
<p>xvii. メンバーは、事務局長に対し、水揚げ後 7 日以内に、「3.1Cxv(b)」、「xv(c)」又は「xvi」に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び「3.1Cxvi」については従前（判明している場合）の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。</p>	<p>c. 標識が未装着のままの丸の状態の SBT の水揚げ事例（「3.1Cxv」及び「xvi」の特別な状況によるもの）の全てを事務局長に報告し、その後は出来る限りこのようなことを繰り返さないようにする</p>

<sup>11</sup> 標識は可能な限り丸の状態の SBT に装着し続けるべきである。漁獲及び加工が、同一の事業者（又は事業主体）によって実施される場合には、SBT が丸の状態にある限り、標識は可能な限り装着し続けるべきである。この場合、最初の販売は、後刻加工された状態で行われるためである。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
xviii. メンバーは、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならない、その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。	

3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
xix. CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー/OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であってはならない。	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 蓄養活け込み様式、漁獲モニタリング様式及び再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式を確認する確認者に権限を付与する</li> <li>b. CDS 文書を確認する権限を有する全ての者は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 政府職員又はその他然るべき確認権限を付与された者であること</li> <li>ii. 検査、監視及び報告に関する要件を含め、自身の責任を認識していること</li> <li>iii. 当該権限が誤用された場合に適用される制裁措置を認識していること</li> </ul> </li> <li>c. 適切な者が、所定の欄に署名及び日付を記入して、各種の CDS 様式を証明する</li> <li>d. 同一の CDS 様式中、同じ者が情報の証明及び確認の両方を行わない</li> <li>e. 事務局長に対して、以下に掲げる事項を通知する <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 全ての確認者に関する詳細情報（義務「3.1 D xx」に</li> </ul> </li> </ul>
xx. メンバー/OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない（政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、印鑑又は標章の印影見本及び CCSBT CDS 文書の確認権限の委任を受けた全ての者のリストを含む）。メンバー/OSEC は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。	
xxi. CCSBT CDS 文書は、規則に則り、以下に掲げる者によって、確認（洋上転載の場合にあっては、署名）されなければならない。	

### 3.1 漁獲証明制度

D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
<p>a. 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバーの政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあっては、当該用船先のメンバーの権限を有する当局若しくは機関</p> <p>b. CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づく全ての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー</p> <p>c. 全ての SBT の輸出については、輸出するメンバーの政府職員</p> <p>d. 全ての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー/OSEC の政府職員</p>	<p>規定する情報を含む）。かかる情報は、常に最新なものとしておく</p> <p>ii. 確認者リストから削除された確認者個人については、その削除が行われた四半期の末日までに、当該個人にかかる情報</p> <p>f. 以下に掲げる状況においては、確認が行われないことを確保する</p> <p>i. 確認を行おうとする者に関する最新の詳細情報が、事務局長に十分に通知されていない場合</p> <p>ii. 確認を行おうとする者の確認権限が無くなっている場合</p> <p>2. 確認者のパフォーマンス（遵守及び効果）を監視するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p>
<p>xxii. 貨物の全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT であるのものについて、転載、国産品の水揚げ、輸出（国産品の水揚げ後の輸出を含む）、輸入又は再輸出（ただし、SBT が更にフィレやロイン等に加工され、もはや標識が必要でなくなった場合を除く）の確認又は受け入れをしてはならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を確実に実施するための運用制度及びプロセスを実施する。</p> <p>a. 以下に掲げる場合においてのみ CDS 様式が確認される</p> <p>i. 当該様式に記載される SBT の全てに標識が装着されている場合（加工が行われることによってそれ以降の標識装着が必要でなくなった場合を除く）</p> <p>ii. 蓄養 SBT については、当該日に蓄養場記録において許可登録されている蓄養場から収穫された SBT の場合</p> <p>iii. 天然 SBT については、当該日において旗国であるメンバーから許可を受けている漁船によって漁獲され</p>
<p>xxiii. メンバー/OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要なとされる文書の一部又は全てがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合、又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる</p>	

### 3.1 漁獲証明制度

#### D. 義務（確認（validation））

#### 最低履行要件

SBT も受け入れてはならない。

た SBT の場合

xxiv. メンバー/OSEC は、CCSBTCDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおりに確認されていないものについて、確認をしてはならない。

- b. 転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出にかかわらず、全ての SBT の貨物に対して確認済みの文書が添付される
- c. （国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出に関して）確認済みの文書が添付されていない SBT は受け入れない
- d. 以下に掲げる場合、確認は行わない
  - i. 確認者への権限付与にかかる手続きが正しく実施されていない場合
  - ii. 当該 CDS 様式において不備や矛盾が発見された場合

xxv. メンバーは、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。

- 2. メンバーが、SBT 製品を CDS 文書と照らして確認するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。これには以下に掲げる事項が含まれる。
  - a. 確認すべき様式中のデータを以下に掲げるものと照合することで、全ての CDS 文書が、完全で、適正で、かつ明らかに不正確な情報が含まれていないことを確保することを通じて、情報の正確さをチェックする要件。
    - i. 先行する CDS 様式上のデータ（漁獲標識様式を含む）
    - ii. 関連する許可蓄養場、漁船又は運搬船のリスト
    - iii. 当局によるあらゆる物理的検査の結果
  - b. 全ての不整合又は不正確な情報のメンバー取締り当局への通報。

3.1 漁獲証明制度	
E. 義務（文書の保持及び提出）	最低履行要件
xxvi. メンバー/OSEC は、受領した全ての CCSBTCDS 文書の原本（又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー）を保持しなければならない。メンバー/OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても保持しなければならない。	1. 文書及び/又は、スキャナーによって作成した電子コピーは、その文字の判読に支障を来すことのないような状態で、機密性が確保された場所において、最低3年間保存される。
xxvii. これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない。	1. 漁獲を行うメンバーによって発行された又は輸入を行う若しくは受取りを行うメンバーによって受領された全ての記入済みの CDS 文書の写しについては、以下に掲げる期限に従って事務局長に提出する。 a. 1月から3月までに発行又は受領した文書－6月30日まで b. 4月から6月までに発行又は受領した文書－9月30日まで c. 7月から9月までに発行又は受領した文書－12月31日まで d. 10月から12月までに発行又は受領した文書－3月31日まで
xxviii. 完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバーに提供され、漁獲標識様式の情報、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。このほかの全ての様式は、様式原本の写し又は様式の全ての情報を含む電子様式のいずれかによって、事務局長に送付されなければならない。	2. 漁獲標識様式の情報については、事務局が作成した電子データ提供様式を使用し、かつデータ提供様式の要領に従い、事務局長に提供する。

### 3.1 漁獲証明制度

F. 義務（CDS 文書の確認（verification））	最低履行要件
<p>xxix. メンバーは、その権限のある当局又はその他権限を付与された者若しくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じること確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人若しくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 個人又は機関に対して、確認（verification）手続の実施に対する明確な責任を付与する</li> <li>b. CDS 文書を確認（validation）又は証明した個人が、同一の CDS 文書の確認（verification）手続<sup>12</sup>を行わないことを確保する</li> </ol> </li> <li>2. 以下に掲げる事項を含む、確認のための運用制度及びプロセスを策定し実施する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 船舶並びに輸出、輸入及び市場施設のサンプルを、必要に応じてリスクに基づき対象を絞って、選別し検査する。この検査の目的は、CDS に関する規定が遵守されていることの信頼性を与えるものでなければならない。</li> <li>b. 少なくとも 6 か月ごとに、CDS 文書から得られた情報をレビュー及び分析する。これには、以下に掲げる事項が含まれる                   <ol style="list-style-type: none"> <li>i. CDS 様式上のデータの完全性をチェックし、受領した CDS 様式上のデータの整合性を他の情報源と照合する</li> <li>ii. 事務局長による CDS にかかる 6 か月報告書から得られたデータを照合する</li> <li>iii. 全ての不調和を分析する</li> </ol> </li> <li>c. 疑われる又は発見された全ての不正行為を調査する</li> </ol> </li> </ol>
<p>xxx. メンバーは、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。とりわけ、メンバーは、入手可能な情報を利用し、事務局長による報告書の照合を行わなければならない。</p>	
<p>xxxi. メンバー/OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長及び関係するメンバー/OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合</li> <li>• CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合</li> </ul>	

<sup>12</sup> 確認（verification）は、この文書の 3 ページにおいて確認（verification）の一部を構成する可能性のあるプロセスのリストと併せて定義付けされていることに留意。



3.1 漁獲証明制度	
F. 義務（CDS 文書の確認（verification））	最低履行要件
	<ul style="list-style-type: none"> <li>d. 全ての不正行為を改善する措置を講じる</li> <li>e. 疑義がある又は不完全な若しくは確認が行われていない CDS 文書に関連する全ての SBT 貨物について、事務局長及び関連するメンバー/OSEC に通報する</li> <li>f. 重大な不正行為にかかる全ての調査については、これを事務局長に通報し、遵守委員会への概要報告書に含めることができるようにする。この通報には、以下に掲げる事項の報告が含まなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 調査開始（この通報が当該調査を阻害しない場合）</li> <li>ii. 調査開始から 6 か月以内に、進捗状況（この通報が当該調査を阻害しない場合）</li> <li>iii. 調査終了から 3 か月以内に、最終結果</li> </ul> </li> </ul> <p>3. 確認済みの文書が添付されていない SBT は受け入れない（国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出）ことを確保する。</p>
xxxii. メンバーは、この措置の「3.1F xxx」及び「3.1Fxxx1」に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要な全ての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。	
xxxiii. メンバー/OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び/又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。	
xxxiv. メンバー/OSEC は、必要な場合には、漁獲確認手続を支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、	

### 3.1 漁獲証明制度

#### F. 義務（CDS 文書の確認（verification））

#### 最低履行要件

不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。

### 3.2 漁船監視システム（決議）

名称: 漁船監視システムの開発と導入に関する決議

CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議

リンク: [後日更新](#)

注: このMPRは更新する必要がある。現行のMPRは、2017年10月の「CCSBT 漁船監視システムに関する統合決議」により失効した二つのVMS決議（漁船監視システムの開発と導入に関する決議（2006年）及びCCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議（2008年））に対応したものである。

3.2 漁船監視システム	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、SBTを漁獲し、メンバーに置籍する漁船について、衛星と連係した漁船監視システムを開発、導入しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 全てのVMSに対して改ざん防止策が施され、かつ3.2 ii(c)の要件を満たすことを確保する</li> <li>b. VMSが以下に掲げるデータを自動的に送信することを確保する               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 船舶認識番号</li> <li>ii. 地理的地位</li> <li>iii. 日時</li> </ul> </li> <li>c. VMSの技術的障害が生じた場合においては、漁労長から、必要な情報を報告するよう要請する</li> <li>d. 船舶からのVMS報告を監視する</li> </ul>
ii. 漁船監視システムは、以下の要素を含まなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 旗国/漁業主体は、漁船監視装置を搭載した自らの漁船を監視、管理しなければならない</li> <li>b. 次のデータは、漁船が漁業している間、漁船の漁業活動を特定できる頻度で、継続的かつ自動的に報告されなければならない。漁船認識番号、地理的位置及び日時</li> <li>c. 漁船監視装置は、改ざん防止が施されていないならず、また、装置にアクセス又は改ざんが行われたか否かを知るための公的な封印とともに設置されなければならない</li> <li>d. 装置の技術的障害に際し、漁船の漁労長又は船主は、漁船の漁業活動を特定できる頻度で、漁船認識番号、地理的位置及び日時を、旗国/漁業主体に報告することが求められる</li> </ul>	
iii. メンバーは、特定の大きさを上回る漁船に対し、2008年1月	

3.2 漁船監視システム	
義務	最低履行要件
1 日から、排他的経済水域内での SBT の漁獲について、義務的な漁船監視システムを導入しなければならない。	
iv. メンバーは、上記のパラグラフ“i”に基づき策定された漁船監視システムに基づく措置を講じることができるよう、自国の国内規制及び規則で担保しなければならない。	
v. 上記に加えて、メンバーは、SBT を漁獲する船舶に対し、当該漁船が漁獲を行っている水域に条約水域を持つ RFMO <sup>13</sup> の要件に基づき、又は当該漁船が VMS のない公海で操業を行っている場合には IOTC の要件に基づき、衛星と連係した漁船監視システム(VMS)を採用、導入しなければならない。	
vi. 特定の船舶の事件に関する 2008 年 CCSBT VMS 決議パラグラフ 3b に基づくメンバーからの要請に応じて、かかる要求を受けたメンバーは、次に掲げる対応を実施しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 事件を捜査し、VMS データを要求したメンバーに捜査の詳細<sup>14</sup>を提供する</li> <li>b. 要求したメンバーに対し当該船舶に関する VMS データ<sup>8</sup>を提供し、要求したメンバーは、捜査の結果を船籍が置かれる国/漁業主体であるメンバーに通知する</li> </ul>	

<sup>13</sup> 適用される他の RFMO の決議/措置は、同 CCSBT 決議第 1 及び第 2 パラグラフにおいて規定されている。

<sup>14</sup> この情報に適用される機密性に関する規定は、同決議において規定されている。

### 3.3 転載監視計画（決議）

名称: 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

リンク: [https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_Transhipment.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Transhipment.pdf)

注:

- CCSBT、IOTC 及び ICCAT 間の転載監視計画の相互運用を可能とするため、この措置の目的上、IOTC/ICCAT 事務局、オブザーバー、転載申告及び登録番号は、SBT の存在が各段階（当初のオブザーバー配乗要求から転載申告まで）で報告されることを条件として、それぞれ CCSBT に相当するものとして取り扱うことができる。
- この決議のセクション 2 は、洋上又は港内にて、冷凍能力を備えるまぐろはえ縄漁船（LSTLV）から SBT の受け取りを許可された許可運搬船（運搬船とは、LSTLV から転載される SBT を受け取る全ての船舶であって、コンテナ船を除くものをいう。）記録の創設及び管理に関連する。かかる義務は、他の CCSBT 許可措置と併記できるよう、この別添のセクション 2.3 において規定している。

3.3 転載監視計画	
A. 義務（洋上転載）	最低履行要件
<p>i. メンバーの主権の及ぶ水域における LSTLVs による転載は、関係沿岸国/漁業主体の事前許可が条件となる。沿岸国又は漁業主体の事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。</p>	<p><b>他に特段の規定がない限り、許可漁船（LSTLV）の旗国は、セクション 3.3 において規定する最低履行要件を満たす責任を有する。</b></p> <p>1. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p>a. LSTLV に関して、沿岸国の漁業当局（適当な場合）及び/又は漁業国の当局による許可に関する文書（LSTLV の船長又は船主から提供された転載の詳細を含む）が転載実施前に利用可能であること。</p> <p>b. 転載される SBT を受け取る全ての運搬船は、オブザーバーの立ち入りを認め、宿泊施設を提供し、そしてオブザーバーの職務の履行に関連する協力をを行う義務を遂行する（運搬船の許可に関する最低履行要件のセクション 2.3</p>
<p>ii. メンバーは、自国に置籍する LSTLV が以下の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>a. LSTLV は、船籍がおかれる国又は漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。</p>	

### 3.3 転載監視計画

A. 義務（洋上転載）	最低履行要件
<p>事前許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、遅くとも予定している転載の 24 時間前に以下の情報を通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 転載を行う LSTLV 及び受け取る運搬船について、その船名及び CCSBT 登録番号</li> <li>● 転載される製品</li> <li>● 転載される製品のトン数</li> <li>● 転載の日時及び位置</li> <li>● SBT 漁獲の地理的位置</li> </ul> <p>b. 当該 LSTLV は、旗国である国/漁業主体、及び適切な場合は沿岸国又は漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、CCSBT 転載申告書<sup>15</sup>を作成し、送付しなければならない。</p>	<p>を参照)</p> <p>2. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 全ての SBT 転載について事前許可を受けていること</li> <li>b. 漁船が、SBT が漁獲、船上保持、転載及び水揚げされた日に CCSBT 許可漁船として有効に登録されていること</li> <li>c. すべての転載が行われる日に運搬船が CCSBT 許可運搬船として有効に登録されていること</li> <li>d. 指名された CCSBT オブザーバーが運搬船に乗船すること</li> <li>e. オブザーバーが不在のまま SBT の転載が実施されないこと（「不可抗力」の場合であることが事務局長に通知された場合を除く）</li> <li>f. 転載申告書は、<a href="#">転載決議</a> パラグラフ 15 及び 18 に基づき、LSTLV 及び運搬船によって記入、署名及び送付されること。具体的には、             <ol style="list-style-type: none"> <li>i) LSTLV は、転載後 15 日以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号及び完全な CCSBT 転載申告書を旗国/漁業主体に送付しなければならない</li> </ol> </li> </ol>
<p>iii. 転載物を受け取る運搬船船長は、以下に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. CCSBT 事務局及び当該 LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM に対し、転載終了後 24 時間以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。</li> <li>b. 水揚げが行われる国/漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの 48 時間前までに、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。</li> </ol>	<p>3. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 転載許可を発給する</li> </ol>

<sup>15</sup> 転載決議の付属書 1 において記載されているとおり。

### 3.3 転載監視計画

A. 義務（洋上転載）	最低履行要件
iv. メンバーは、CCSBT 地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船に CCSBT オブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない <sup>16</sup>	b. 転載が行われた日付及び場所を確認する c. オブザーバーの運搬船への配乗を要求する d. 全ての「不可抗力」の事例（オブザーバーが乗船せずに転載が行われる場合）について、事態の発生から 15 日以内に事務局長に通報する e. オブザーバーが、転載前に LSTLV に乗船できること（安全に実行可能な場合に限る）、並びに転載決議付属書 2 第 6 パラグラフ（a）の遵守状況を監視するために必要な者への接触及び必要な場所への立ち入りができることを確保する f. オブザーバーが、不正確な文書に関するあらゆる懸念、又は自身の義務を履行する上で受けた妨害、介入若しくは圧力について、報告ができるようにする g. 管理措置の遵守状況を監視する h. 発見されたあらゆる非遵守に関して、制裁又は是正行動計画を科す
v. 船舶は、事務局長に適切に通知された「不可抗力」の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーをとまなわない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。	

<sup>16</sup> CCSBT 地域オブザーバー計画は、転載決議の付属書 2 において規定されている。かかる規定は、運搬船及び LSTLV 双方の旗国/漁業主体のオブザーバーに対する義務を含んでいるが、ここには記載していない。CCSBT オブザーバーを運搬船に乗船させるため、メンバーは、SBT が転載される旨のオブザーバー配乗要求書を、当該転載前に事務局に提出しなければならない。

3.3 転載監視計画	
B. 義務（港内転載）	最低履行要件
vi. 効果的な港内転載検査のため、漁船の旗国は、その漁船がみなみまぐろの転載を行う外国の港を指定し、その他の外国の港における転載を禁止するとともに、指定された寄港国との間で、効果的なモニタリングに必要な関連情報を共有するために連絡をとらなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。 a. SBTの転載の実施が許可された外国の指定港のリストを、毎年、遵守委員会会合の前までに、事務局長に提出する。
vii. メンバーは、港内転載において以下の条件が遵守されるよう確保するため、必要な措置を講じなければならない。 a. LSTLVの船長は、転載開始の少なくとも48時間前までに、又は港までの時間が48時間以内である場合には漁業操業終了後直ちに、寄港国の当局に対して以下の情報を通知しなければならない。後者の場合、寄港国が情報を分析するために十分な時間がなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● LSTLVの船名及びCCSBT許可船記録における番号</li> <li>● 運搬船のCCSBT記録における番号</li> <li>● 転載される製品</li> <li>● 転載される製品別のトン数</li> <li>● 転載の日時及び位置</li> <li>● SBT漁業の主要な漁場</li> </ul>	1. 以下に掲げる事項を確保するための規則を整備する。 a. 寄港国の当局は、LSTLVの船長から、予定されているすべての港内転載の遅くとも48時間前まで（又は創業の直後）に通知を受けること b. SBTが漁獲、船上保持、転載及び/又は陸揚げされる日に、LSTLVがCCSBT許可漁船として有効に登録されていること c. SBTの転載/移送が行われる日に、運搬船がCCSBT許可運搬船として有効に登録されていること d. 転載申告書は、 <a href="#">転載決議</a> パラグラフ25及び28に基づき、LSTLV及び運搬船によって記入、署名及び送付されること。 i) LSTLVは、転載後15日以内に、又はSBTが運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合にあってはSBTが固定冷凍施設に移送された日から15日以内に、完全なCCSBT転載報告書及び当該船舶のCCSBT登録番号を旗国/漁業主体に送付しなければなら
viii. 当該LSTLVの船長は、旗国又は漁業主体に対し、転載後15日以内に、CCSBT許可船舶リストにおける番号とともに、 <b>付属書I</b> に定められた様式に従い、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない <sup>17</sup> 。	

<sup>17</sup> SBTが運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合、LSTLVは、SBTが固定冷凍施設に移送された日から15日以内に、転載申告書を作成し、その旗国又は漁業主体に対して、また可能な場合は沿岸国又は漁業主体に対して、これを送付しなければならない。このような場合は、運搬船の代理人は、運搬船の船長に代わって転載申告書に署名しなければならない。



### 3.3 転載監視計画

#### B. 義務（港内転載）

#### 最低履行要件

- ix. 港内転載に関して、転載物を受け取る運搬船船長は、以下に掲げる事項を実施しなければならない。
- a. 寄港国の当局に対し、運搬船に転載予定の SBT の数量について、転載開始の 24 時間前より以前に情報提供しなければならない。
  - b. 転載終了から 24 時間以内に CCSBT 転載申告書を作成し、寄港国の当局、LSTLV の旗国であるメンバー/CNM、及び CCSBT 事務局に送付しなければならない。当該転載申告書の写しは、運搬船上に保持されなければならない。
  - c. SBT を含む転載物の受けとり後に転載港を離れた後、その転載された SBT の陸揚げの少なくとも 48 時間前までに、パラグラフ 27 にいう CCSBT 転載報告書の写しを作成し、陸揚げが行われる予定の陸揚げ国又は漁業主体の所管当局に送付しなければならない。

- ない。
2. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。
    - a. 転載が行われた日付及び位置を確認する
    - b. 管理措置の遵守状況を監視する
    - c. 発見されたあらゆる非遵守に関して、制裁又は是正行動計画を科す

- x. 寄港国及び陸揚げ国は、受領した情報の正確性を確認するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。また、報告された漁獲量、転載量及び陸揚げ量が報告された各船舶の漁獲量と一致することを確保するため、LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM の作業に協力しなければならない。この確認作業は、船舶に対する干渉及び不自由を最小化するとともに、魚の品質低下を避けるように行われなければならない

### 3.3 転載監視計画

C. 義務（一般条項）	最低履行要件
<p>xi. 洋上及び港内転載を行う LSTLVs は、CCSBT の漁船監視システムの開発と導入に関する決議（2006 年）のパラグラフ 3、及び全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って、VMS の搭載と稼働が要求されなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる場合にのみ LSTLV が転載を行うことが許可されるよう確保するための運用制度及びプロセス及び規則を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) SBT に関する許可/転載がなされる前に、LSTLV が稼働状態の VMS を既に搭載しているか、又は LSTLV が稼働状態の VMS を搭載する作業を行っている</li> <li>b) VMS は、転載作業を特定できる頻度で送信されている</li> <li>c) VMS が、期待された稼働状態で有効に機能する</li> </ul>
<p>xii. 漁獲証明制度 (CDS) に関する CCSBT の保存管理措置の有効性を次により確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書の確認に際し、LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確保しなければならない。</li> <li>b. LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚について CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書を確認しなければならない。洋上転載の場合、この確認は、CCSBT 地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない。</li> <li>c. メンバー及び CNM は、LSTLVs の漁獲した SBT がメンバー又は CNM の領域内に輸入される際には、CCSBT 許可船舶リストにある漁船に対して確認された必要な CCSBT CDS 文書及び CCSBT 転載申告書の写しの添付を求めなければならない。</li> </ul>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. LSTLV から報告された漁獲量、CDS 文書、転載申告書及び転載されたものとして計上された魚の量の間の不調和を特定し、これを解決する</li> <li>b. 洋上で転載されるすべての魚の 100% 監視</li> </ul> <p>2. 洋上で転載され、国産品として水揚げされた SBT に関する CDS 文書を水揚げ時に確認することができるよう、運用制度及びプロセスを整備する。</p>

3.3 転載監視計画	
C. 義務（一般条項）	最低履行要件
xiii. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバー及びCNMにより水揚げ又は輸入されるすべてのSBTは、最初の販売がなされるまで、CCSBT転載申告書をともなわなければならない。	1. 以下の事項を確保するための規則、制度及びプロセスを整備する。 a. 最初の販売の時点まで、すべての転載された製品に署名済みの転載申告書が伴われる
xiv. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望むLSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。	

### 3.4 IUU 船舶リスト（決議）

名称：みなみまぐろ（SBT）に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議

リンク：[https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_IUU%20vessel\\_List.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_IUU%20vessel_List.pdf)

注：この決議には付属書 I から III が含まれる。付属書 I は、CCSBT IUU 船舶リストの定義である。付属書 II は、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式である。付属書 III は、CCSBT IUU 船舶リスト（案、暫定及び現行）に含まれるべき情報のリストである。

3.4 IUU 船舶リスト	
義務	最低履行要件
i. メンバー及び CNM は、当年及び/又は前年に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶のリストを、SBT の IUU 漁業活動の推測に関する適切に文書化された補助的な証拠を添付して、毎年、CC の年次会合の少なくとも 14 週間前までに事務局長に通知するものとする。 <sup>18</sup>	1. IUU が疑われる船舶のリスト及び補助的な証拠を、以下に対して電子的に提出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 事務局長に対して、遵守委員会年次会合の遅くとも 14 週間前まで</li> <li>b. 関連する船籍が置かれる国／漁業主体に対して、事務局長に提出するのと同様、又はより早期に</li> </ol> 2. 回章された CCSBT IUU 船舶リスト案に掲載された全ての船舶の活動を効果的に監視するための運用制度及びプロセスを策定し、実施する。
ii. 事務局長に対する SBT の IUU と推測される船舶のリストの通知の前もしくは同時に、メンバー又は CNM は、関連する旗国又は主体に対して、直接あるいは事務局長を通じて通知するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。	
iii. メンバー及び CNM は、IUU 船舶リスト案を受領次第、IUU 船舶リスト案に掲載された船舶について、それらの活動及び船名、船籍及び/又は登録所有者変更の可能性を究明するため、厳密に監視するものとする。	
iv. 船舶リスト案及び/又は現行の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、事務局長に対し、CC 年次会合の少なくとも 6 週間前までに、適切に文書	
	1. CCSBT IUU 船舶リスト案に船舶が掲載されているメンバー／CNM は、必要に応じて、事務局長に対し、遅くとも遵守委員会年次会合の開始 6 週間前までに、コメント及び適切

<sup>18</sup> 決議付属書 II の SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式を用いる

3.4 IUU 船舶リスト	
義務	最低履行要件
化された情報（リスト掲載された船舶が CCSBT 保存管理措置を弱体化させる方法で SBT を漁獲しなかったことを示すもの）を含め、何らかのコメントを通知するものとする。	に文書化された情報を電子的に提出する。
v. 全てのメンバー、CNM 及び関連する全ての NCNM は、事務局長に対し、CCSBT の IUU 船舶リストの設立に関連する可能性があるあらゆる追加情報をいつでも提出することができる。	
vi. CCSBT の新たな IUU 船舶リストの採択に関して、CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、以下を要請される。 a. CCSBT の IUU 船舶リストへの船舶の掲載及び CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載から生じる結果を所有者に通知すること。 b. これらの IUU 漁業活動を根絶するため、必要であればこれらの船舶の登録又は漁業許可の取消しも含め、全ての必要な措置をとるとともに、とった措置を拡大委員会に対して情報提供すること。	1. CCSBT IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー／CNM は、以下にかかる運用制度及びプロセスを実施しなければならない。 a. 船舶リストに掲載されている船舶の所有者に直ちに通知するとともに、旗国の国内法及び規則に則った適切な処罰及び制裁措置について通知し、これを執行する b. とられた措置について、拡大委員会への情報提供を行う。
vii. メンバー及び CNM は、適当な法律及び規制、国際法及び各メンバー/CNM が国際的に負っている義務に基づき、全ての必要かつ差別的でない以下の措置をとるものとする。 a. 当該船舶にかかる一切の SBT 漁業許可の解除又は取消し、又は旗国の国内法及び規制に基づく代替的な制裁を賦課すること。	2. 以下の事項を行うため、CCSBT IUU 船舶リストに掲載された船舶を確認し、監視し、及び必要に応じて連絡を行うための運用制度及びプロセスを策定し、実施する。 a. 同国の旗を掲げる全ての漁船に対して、IUU 船舶 <sup>19</sup> との漁業活動を支援したり、これに参加することのないよう <sup>20</sup> 通知する。 b. IUU 船舶が港内での商業取引（SBT の陸揚げ及び／又は転載を含む）を許可されることがないよう確保する。 <sup>20</sup>

<sup>19</sup> この文脈では、「IUU 船舶」とは CCSBT IUU 船舶リストに掲載されていることを指す。

<sup>20</sup> 不可抗力である場合を除く。

### 3.4 IUU 船舶リスト

義務	最低履行要件
<p>b. 旗を掲げた漁船が、CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶との漁獲加工のオペレーションへの関与またはあらゆる洋上転載への参加及び共同操業など、いかなる支援も行わないよう確保すること。</p> <p>c. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、水揚げ、転載、給油、補給又は港でのいかなる取引も許可されないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。</p> <p>d. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、検査及び/又は効果的な取締り活動に目的を限定して入港が許可された船舶を除き、入港することのないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。</p> <p>e. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、その許可に基づき用船されることのないよう確保すること。</p> <p>f. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、その国旗を掲揚しないよう確保すること。ただし、当該船舶の所有者が替わり、新所有者が、旧所有者又は漁労長と法的、利益上又は金銭的に関わりがない、又は支配下でないことを証明する十分な証拠を提出した場合、又は旗国もしくは CNM が、関連する全ての事実を考慮して、当該船舶が旗を掲揚することが IUU 漁業にはつながらないと判断した場合を除く。</p> <p>g. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT が、水揚げされ、畜養され、転載され及び/又は国際的及び/又は国内的に取引されることのないよう確保すること。</p>	<p>c. 検査/取締りを目的とする場合を除き、IUU 船舶リストに掲載された外国船の入港を拒否する。<sup>20</sup></p> <p>d. IUU 船舶が用船されないよう確保する。</p> <p>e. 転籍が IUU 漁業につながることはないと判断するための確認を行うことなしに IUU 船舶リストに掲載された外国船がメンバー/CNM の船籍となることのないよう確保する。</p> <p>f. 管轄する域内において IUU 船舶に由来する SBT が蓄養され、陸揚げされ、転載され、又は取引されることのないよう確保する。</p> <p>g. IUU 船舶による偽造の SBT 取引文書を検知し、及び/又は防止する。</p>

3.4 IUU 船舶リスト	
義務	最低履行要件
<p>h. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT にかかる虚偽の CDS 文書及び/又は虚偽の輸入/輸出証明を調査し、管理し、防止することを目的として、全ての適切な情報を収集し、他のメンバー及び CNM と交換すること。</p>	
<p>viii. 拡大委員会の各メンバーは、船舶を削除するための要請を調査するとともに、事務局長の通知から 21 日以内に、事務局長に対して、当該船舶を CCSBT IUU 船舶リストから削除するか又は掲載したままにするかに関する結論を文書で通知するものとする。</p>	<p>1. 事務局長からの CCSBT IUU 船舶リストからの船舶の削除に関する要請を受領してから 21 日以内に、削除要請を支持するかどうかについて、書面で通知する。</p>

### 3.5 港内検査に関する最低基準（決議）

名称：港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議

リンク：[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_Minimum\\_Port\\_Inspection\\_Standards.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Minimum_Port_Inspection_Standards.pdf)

注：この決議には別添 A 及び B が含まれる。別添 A は、入港を要請する船舶により事前に提出されるべき情報に関する様式である。別添 B は、検査結果の報告様式である。

3.5 港内検査に関する最低基準	
義務	最低履行要件
<p>i. 外国漁船に対して寄港を許可しようとする各メンバーは、本決議のパラグラフ 11 に基づく通知を受領するための連絡先を指定するものとする。</p> <p>各メンバーは、検査報告書を受領するための連絡先を指定するものとする。</p> <p>各メンバーは、本決議の発効から 30 日以内に、CCSBT 事務局に対して連絡先の氏名及び連絡先に関する情報を通知するものとする。連絡先に何らかの変更が生じた場合には、遅くともその変更が生じる 14 日前までに、CCSBT 事務局に対してこれを通報するものとする。CCSBT 事務局は、このような変更について、遅滞なくメンバーに通知するものとする。</p>	<p>特に明記しない限り、入港を要請している外国漁船又は運搬船<sup>21</sup>であって、以前に港において陸揚げ又は転載されていない SBT 又は SBT に由来する魚の製品を運搬する全長 12m 以上の船舶に対して入港を許可しようとする寄港国であるメンバー／CNM は、このセクション (3.5) に示す最低履行要件を履行することが要請されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. CCSBT 事務局に以下を提出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 入港要請を受領するための指定連絡先</li> <li>b) 外国漁船／運搬船が入港を要請することができる指定港のリスト</li> </ol> </li> <li>2. 各指定港において検査を実施する能力を有する当局を定める。</li> <li>3. 変更が発効する前に、CCSBT に対して速やかにかつ遅くとも 14 日前までに以下を提出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 入港要請を受領する指定連絡先の変更</li> <li>b) 指定港のリストの変更</li> </ol> </li> </ol>
<p>ii. 外国漁船に対して寄港を許可しようとする各メンバーは、以下を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 外国漁船が本決議に従って入港を要請することができる港を指定すること。</li> <li>b) 全ての指定港において、本決議に従って検査を実施するための十分な能力を確保すること。</li> </ol>	

<sup>21</sup> コンテナ船は除く。



### 3.5 港内検査に関する最低基準

義務	最低履行要件
<p>c) 本決議の発効から 30 日以内に、CCSBT 事務局に対して指定港のリストを提出すること。当該リストに何らかの変更が生じた場合には、遅くともその変更が生じる 14 日前までに、CCSBT 事務局に対してこれを通報すること。</p>	<p>4. 全てのメンバー／CNM は、以下を行わなければならない。</p> <p>a) CCSBT 事務局に対し、検査報告書<sup>22</sup>を受領する指定連絡先の氏名及び連絡先に関する情報を提出する</p> <p>b) 検査報告書を受領する指定連絡先に何らかの変更が生じた場合、CCSBT 事務局に対し、速やかにかつ遅くともその変更が発効する 14 日前までに、当該変更を提出する</p>
<p>iii. 外国漁船の寄港を許可しようとする寄港国である各メンバーは、同メンバーの港を陸揚げないし転載のために使用しようとしている外国漁船に対し、港への到着予定時間より遅くとも 72 時間前までに、必要な情報<sup>23</sup>を提出するよう求めるものとする。</p> <p>また、寄港国であるメンバーは、当該船舶が IUU 漁業又は関連する活動に関与しているかどうかを判断するために必要と考えられるその他の情報を求めることができる。</p>	<p>1. 指定港への入港の事前通報の期間（時間単位）が基準である 72 時間と異なる場合は、CCSBT 事務局に対し、当該通報期間を提出する。</p>
<p>iv. 寄港国であるメンバーは、特に水産物の種類、漁場と港の間の距離を考慮して、より長い、又は短い通知期間を定めることができる。このような場合、寄港国であるメンバーは、CCSBT 事務局に対してこれを通知するものとし、CCSBT 事務局は、当該情報を遅滞なく CCSBT ウェブサイトに掲載するものとする。</p>	

<sup>22</sup> この検査報告書は、本決議の目的のため、寄港国であるメンバー／CNM により検査された漁船／運搬船に提供される。

<sup>23</sup> 最低限の基準として、別添 A に定める情報

### 3.5 港内検査に関する最低基準

義務	最低履行要件
<p>v. 寄港国であるメンバーは、関連情報並びに港への入港を要請している外国漁船が IUU 漁業に関与しているかどうかを判断するために必要なその他の情報を受領した後、当該船舶の入港を許可するか、あるいは拒否するかを決定するものとする。寄港国であるメンバーが当該船舶の入港を許可することを決定した場合は、港内検査に関する以下の規定を適用するものとする。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>a) SBT を運搬する全ての外国漁船／運搬船から提供された入港要請に関する情報をレビュー及び評価し、入港を許可するかどうかについて決定する</p> <p>b) リスク評価プロフィール及び他の RFMO から受領したあらゆる情報に基づき、検査対象船舶を選択する</p> <p>c) 各暦年に指定港で実施される SBT（又は SBT に由来する魚の製品）を含む全ての陸揚げ／転載のうちの 5% という検査率目標を達成するための船舶検査を予定する。</p>
<p>vi. 検査は、寄港国であるメンバーの当局により実施されるものとする。</p>	
<p>vii. メンバーは、毎年、指定港において外国漁船によって実施される陸揚げ及び転載作業のうち少なくとも 5% について検査を実施するものとする。</p>	
<p>viii. 寄港国であるメンバーは、外国漁船に対する検査の実施について決定する際、自らの国内法に従って、特に以下について考慮するものとする。</p> <p>a) 船舶が、情報を完全に提供することができなかつたかどうか。</p> <p>b) 他のメンバー又は関連する地域漁業管理機関（RFMO）からの特定の船舶に対する検査要請（特に当該船舶による IUU 漁業にかかる疑義に対する証拠が添えられた要請である場合）。</p> <p>c) 船舶が IUU 漁業に関与したという嫌疑に対する明白な根拠（RFMO から得られた情報を含む）が存在するかどうか。</p>	
<p>ix. 各検査官は、寄港国であるメンバーにより発行された身分証明書を携行するものとする。寄港国であるメンバーの検</p>	<p>1. 全ての検査官が検査中に携行しなければならない適切な身分証明書の発行を受けていることを確保するための規則を</p>

### 3.5 港内検査に関する最低基準

義務	最低履行要件
<p>査官は、国内法に基づき、漁船の全ての関連する区域、甲板及び船室、加工済み又はその他の漁獲物、漁網又はその他の漁具、技術的及び電子的装備、通信記録及び全ての関連文書（操業日誌、転載物である場合は積荷目録及び積荷受領証及び陸揚申告書を含む。）で、検査官が CCSBT 保存管理措置の遵守を確保するために必要と考えられるものを検査することができる。また、検査官は、船舶の船長、船員又は検査対象船の船上にいるその他全ての者に対して質問をすることができる。検査官は、違反の証拠と考えられる全ての文書の写しをとることができる。寄港国であるメンバーは、このような文書の運用上の機密性を確保するものとする。</p>	<p>整備する。</p> <p>2. 検査官が以下を確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>a) 以下の事項を含む、寄港国検査の実施に関する基準／ガイドラインを定めた検査マニュアルが提供されている</p> <p>i) 関連する SBT 製品並びに船上の設備及び証拠書類の確認方法</p> <p>ii) 本決議が求める全ての関連する検査情報（確認された全ての違反を含む）の記録を促進するための検査報告書のテンプレート</p> <p>b) SBT の陸揚げ及び／又は転載を物理的に監視する</p>
<p>x. 検査には陸揚げ又は転載のモニタリングを含むものとし、また事前通報において通知された SBT の数量と船上に保持された SBT の数量との照合を含むものとする。検査は、可能な限り漁船に対する干渉及び不便を最小限にとどめるとともに、漁獲物の品質低下を避けるかたちで実施されなければならない。</p>	<p>1. 以下を含め、検査報告書の完成を管理するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>a) 安全性の問題、及び／又は船長及び／又は乗組員による非協力的な態度又は脅迫など、検査中に遭遇した実施上の問題点に関する注記を追加するための仕組みを提供する</p>
<p>xi. 寄港国であるメンバーの検査官は、検査の完了に際して、外国漁船の船長に対し、検査報告書<sup>24</sup>を提供するものとする。船長に対しては、報告書に対してコメント又は異議を申し立てる機会及び旗国と連絡をとる機会が与えられなければならない。検査官及び船長は報告書に署名するものとし、船長に対して報告書の写しが提供されるものとする。</p>	

<sup>24</sup> 最低限の基準として別添 B に定める情報を含む

### 3.5 港内検査に関する最低基準

義務	最低履行要件
<p>船長の署名は、報告書の写しの受領の確認としてのみ機能するものとする。</p>	<p>b) 以下に対し、完成した検査報告書を提出する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 検査の完了時に、検査を受けた船舶の船長に対して</li> <li>ii) 検査が完了した日から <b>14</b> 日以内に、CCSBT 事務局に対して</li> </ul> <p>c) CCSBT 事務局に対して検査報告書を <b>14</b> 日以内に提出することができない場合は、CCSBT 事務局に対し、当該遅延の理由とともにこのことを通知する</p>
<p>xii. 寄港国であるメンバーは、検査の完了から 14 日以内に、CCSBT 事務局に対して検査報告書の写しを送付するものとする。検査報告書を 14 日以内に送付することができない場合、寄港国であるメンバーは、14 日の期間内において、CCSBT 事務局に対し、当該遅延の理由及び当該報告書を提出する時期について通知するものとする。</p>	
<p>xiii. 旗国であるメンバーは、船長が漁船への安全な立入りを円滑にすること、寄港国であるメンバーの当局に協力すること、検査及び意思疎通を円滑にすること、並びに、寄港国であるメンバーの検査官がその職務を遂行するにあたり、これを妨害、脅迫又は干渉することがないこと、又は他の者にこれを妨害、脅迫又は干渉させないことを確保するために必要な措置をとるものとする。</p>	
<p>xiv. 検査において収集された情報が、外国漁船が CCSBT の保存管理措置に対する違反を犯したことへの証拠を与える場合には、検査官は以下を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 検査報告において当該違反事項を記録すること。</li> <li>b) 寄港国であるメンバーの当局に対して検査報告書を送付すること。当局は、CCSBT 事務局、旗国の連絡先、及び適当な場合には関連する沿岸国であるメンバーに対して検査報告書の写しを遅滞なく送付するものとする。</li> </ul>	<p>1. 違反が確認された場合に以下を行うための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 関連する旗国であるメンバーの検査報告書に関する連絡先に対し、違反内容を含む検査報告書の写しを提供する<sup>25</sup>。</li> <li>b) 必要に応じて旗国であるメンバーに提供することができるよう、関連する証拠を収集し、安全に保管する。</li> <li>c) 適当な場合は法的措置をとるとともに、措置後 <b>14</b> 日以</li> </ul>

<sup>25</sup> CCSBT 事務局は、検査報告書の写しを既に提供されているはずである。

### 3.5 港内検査に関する最低基準

義務	最低履行要件
<p>c) 実施可能な範囲において、当該違反に関連する証拠の保全を確保すること。違反に対するさらなる措置を旗国であるメンバーに委ねる場合には、寄港国であるメンバーは、収集された証拠を遅滞なく旗国に提供するものとする。</p>	<p>内に、関連する旗国であるメンバー、沿岸国であるメンバー及び CCSBT 事務局（適当な場合）に対してこのことを通知する。</p>
<p>xv. 違反が寄港国であるメンバーの法的管轄権の範囲内にある場合には、寄港国であるメンバーは、同メンバーの国内法に従って措置をとることができる。寄港国であるメンバーは、旗国であるメンバー、関連する沿岸国であるメンバー、及び適当な場合は CCSBT 事務局に対して、とられた措置について速やかに通知するものとする。</p>	
<p>xvi. 寄港国であるメンバーの法的管轄権の範囲内でない違反、及び寄港国であるメンバーにより措置がとられなかった違反については、旗国であるメンバー、及び適当な場合は関連する沿岸国であるメンバーに委ねられるものとする。検査報告書の写し及び証拠を受領した場合、旗国であるメンバーは、違反について遅滞なく調査するとともに、CCSBT 事務局に対して、当該調査の状況、及び当該報告書の受領から 6 ヶ月以内にとられ得る取締行動について通知するものとする。旗国であるメンバーが、CCSBT 事務局に対して、受領から 6 ヶ月以内に状況報告を行うことができない場合、旗国であるメンバーは、6 ヶ月の期間内において、CCSBT 事務局に対し、遅延の理由及び状況報告を提出する時期について通知するものとする。</p>	<p>1. 全てのメンバー／CNM が、以下を行うための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>a) 寄港国から通知を受けた違反があった船舶の船籍が置かれる国は、寄港国が措置をとらなかった場合、自国の船舶の違反について捜査する。</p> <p>b) 事務局に対し、違反に関する通知の受領から 6 ヶ月以内にとられたあらゆる取締り活動を含む捜査状況を通知する。最新の捜査状況を 6 ヶ月以内に通知することができない場合は、CCSBT 事務局に対し、状況報告を提出する時期及び遅延の理由について通知する。</p>
<p>xvii. 検査によって検査対象船舶が SBT の漁獲にかかる IUU</p>	<p>1. 旗国であるメンバー、関連する沿岸国であるメンバー及び</p>

### 3.5 港内検査に関する最低基準

義務	最低履行要件
<p>活動に関与したことの証拠が得られた場合、寄港国であるメンバーは、旗国であるメンバー、及び適当な場合には関連する沿岸国であるメンバーに対して遅滞なく当該事件について報告するものとし、当該船舶を IUU リスト案に掲載するため、CCSBT 事務局に対して、関連する証拠とともに可及的速やかにこれを通報するものとする。</p>	<p>CCSBT 事務局に対し、遅くとも遵守委員会年次会合の 14 週間前までに、IUU 漁業活動のあらゆる証拠を報告するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p>

#### 4. 科学的措置

このセクションは、科学オブザーバー計画規範に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

##### 4.1 科学オブザーバー計画規範（決定/勧告）

名称: CCSBT 科学オブザーバー計画規範

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_observer\\_program\\_standards.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_observer_program_standards.pdf)

注: 科学オブザーバー計画規範の目的は、以下のとおり。

- メンバーの科学オブザーバー計画に SRP の目的に沿った枠組を提供する。
- メンバーの船団間、漁業間の科学オブザーバー計画を標準化する。
- 現在、科学オブザーバー計画を実施していないメンバーに対し、科学オブザーバー計画策定のための最低基準を提示する。
- 国際的な勧告に合致し、またまぐろ類 RFMO 横断的な混獲データ収集の調和を適切に支援するため、混獲データ収集に関する最低基準を提供する。

4.1 科学オブザーバー計画規範	
義務	最低履行要件
i. 全メンバーは、最低限、これらの規範に合わせて、各々の計画を調整することが期待されているが、各国が自国の計画において実施することが奨励される要件もあることに留意する。	1. 全てのメンバーの計画は、 <a href="#">CCSBT 科学オブザーバー計画</a> に関する最低基準に合致する。
ii. CCSBT 科学オブザーバー計画の公海上及び国内の経済水域における運営責任は、漁船の旗国であるメンバーに属する。	
iii. CCSBT 科学オブザーバー計画は、CCSBT メンバーの操業活動でみなみまぐろを主対象とする漁業、並びにみなみまぐろの混獲が多い漁業に適用される。	1. 科学オブザーバー計画に関して、以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し、文書化し、及び実施する。 a. SBT を対象とするもの、又は SBT の混獲が相当量あるものである場合、全てのメンバーの CCSBT 許可漁船に対
iv. 当計画のカバー率の目標値は、各漁業の漁獲量及び努力量の 10% とする。したがって、オブザーバー・カバー率は、個々	

#### 4.1 科学オブザーバー計画規範

義務	最低履行要件
<p>の海域及び時期における異なる船タイプを代表するものとすべきである。ある層（例：ある海域及び期間における特定の種類の漁船）においてカバー率を10%に近づけるためには、他の層において10%以上のカバー率を実現しなくてはならない場合もあり得る。</p>	<p>して同計画が適用されるよう確保する</p>
<p>v. 各メンバーは、妥当な代表性を有するカバー率を高い確率で確保できるよう注意深く検討して設計したサンプリング制度に基づいて、オブザーバーを漁船及び航海に派遣しなければならない。当該計画では、主な漁場及び漁期並びに可能な範囲において、全ての代表的な、漁船、漁場及び時期のサンプリングが概ね同程度の割合で実施されることを確保しなければならない。</p> <p>また、特定の漁業管理にかかる疑義に対処するため、その時々いくつかの階層に関するより高いカバー率の検討が必要である（例えば、リスクとして認識される魚以外の種及び保護されている種についてより定量化するなど）。</p>	<p>b. 各漁業における漁獲量及び漁獲努力量の監視のための10%を目標とするオブザーバー・カバー率を達成するべく、手続きを規定する。これには以下の事項が含まれる</p> <p>i. オブザーバー・カバー率を、メンバーの SBT 漁業の範囲を代表するものとさせる</p> <p>ii. 必要に応じて、一部の階層ではより高い水準のオブザーバーカバー率を検討及び実施する仕組みを整備する。</p> <p>c. オブザーバーを船舶に派遣させるための方法を規定する</p> <p>d. メンバーの SBT 漁業の代表的な範囲において10%のカバー率を達成する上で、オブザーバーの実際の配置が有効であるかどうかについて、最低でも1年に1回分析する</p> <p>e. オブザーバーの募集・訓練計画を実施し、オブザーバーの資格、独立性/信頼性、科学オブザーバーの訓練及びオブザーバーの募集に関連する CCSBT 科学オブザーバー計画規範のセクション8の規定を遂行する</p>
<p>vi. 各メンバーは、オブザーバーの漁船への配置について、サンプリング制度が上記の原則に沿っているかを評価・分析しなければならない。委員会が規範の遵守を確認できるよう、各メンバーは、オブザーバーの配置に実際に利用した制度を文書化し、委員会において当該情報及び収集したデータが利用可能となるよう（報告要件において規定されているとおり）自国の国別報告書に含めなければならない。</p>	<p>f. 科学オブザーバー計画における以下の各項目の実施に責任を有する当局を指定する</p> <p>i. オブザーバーが、適切な資格を有し、独立しており、及び最近において重大な刑法犯罪を犯していないことの確認</p> <p>ii. トレーニング（標識再捕報告に関することを含む）</p>
<p>vii. オブザーバーの配置においては、データの独立性及び科学的信頼性を確保することもしなければならない。</p>	<p>iii. 船舶へのオブザーバーの配乗</p> <p>iv. オブザーバーカバー率目標の達成に関する任務の遂行状況のモニタリング</p>
<p>viii. オブザーバー計画及び訓練計画の中に、標識再捕の報告につ</p>	



4.1 科学オブザーバー計画規範	
義務	最低履行要件
<p>いてのオブザーバーの役割及び責任を具体的に示した規定を含めなければならない。</p>	<p>v. オブザーバー情報の受領及び分析 vi. 拡大委員会に対する情報の提出</p>
<p>ix. 各メンバーは、自国漁船に乗船させるオブザーバーの雇用及び訓練について責任を有する。訓練計画は、オブザーバーが科学的なデータを十分に収集できるための能力を養成するよう構築するとともに、CCSBT 科学オブザーバー計画規範のセクション 8 に示される原則、すなわち、オブザーバーの資格、独立性/信頼性、科学オブザーバーの訓練、及びオブザーバーの募集について考慮しなければならない。</p>	
<p>x. 選定対象となる漁船はいずれも、オブザーバーの業務に支障を来たさないよう、当該漁船の乗組員（可能であれば下士官）に供給されるものと同程度の寝具、衛生施設、食事、機器類、通信システムといった最低限の要件を満たすことができるものでなければならない。対象漁船に対しては、オブザーバー乗船期間中における当該漁船のオブザーバーに対する責任事項について、通知しなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し、文書化し、及び実施する。</p> <p>a. 全ての対象漁船が、乗船オブザーバーの配乗に関する最低要件を履行できることを確認する</p> <p>b. 対象漁船に対して、オブザーバー乗船中における同船の責任を説明する</p>
<p>xi. 収集される科学データは、下記のとおり分類された情報を含むものとする。これらの分類ごとに収集される情報の詳細については、CCSBT 科学オブザーバー計画規範の別紙 A のとおり。データ収集の優先順位は、同別紙の付録 1 のとおり。</p> <p>A. 対象漁船の詳細：サイズ、能力及び機器類など</p> <p>B. 対象航海の要約：オブザーバー名及び ID 番号、経験の度合い、乗船日、下船日などを含む</p> <p>C. 漁具の設置・回収を実際に観察したか否かに関らず、オブザーバー乗船中に実施された各操業について、漁獲量、努力量、環境などの総合的な情報。対象魚種、</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し、文書化し、及び実施する。</p> <p>a. 科学オブザーバー計画規範のセクション 10 及び別紙 1 に定める必要な情報/データが収集され、必要な場合にはデータ収集の優先付けの方法が適用されることを確保する</p> <p>b. 上記 1.a において収集された情報/データを分析し、CCSBT 拡大科学委員会（ESC）及び生態学的関連種作業部会（ERSWG）に対し、科学オブザーバー計画規範別紙 2 に定める情報/データを報告する。</p>

#### 4.1 科学オブザーバー計画規範

義務	最低履行要件
<p>操業位置、使用された漁具の数量などの情報も含む</p> <p>D. 漁法及び漁具（操業中に使用された緩和措置を含む）。オブザーバーは、オブザーバー期間中に使用された緩和措置（その形状を含む）を記録/記載しなければならない。これには、別紙1に記載した緩和措置及びそれらの使用状況の詳細を含む。該当する場合、緩和機器がないことについても記載されなければならない</p> <p>E. 観察の開始・終了時間、観察した釣針数、観察したみなみまぐろ及びその他の種（可能な限り）の漁獲尾数や重量など、期間中に観察した漁獲情報</p> <p>F. 可能な限り個々の SBT の生物学的測定。これには、魚の状態、体長、体重、性別、後日の解析用に当該 SBT から収集した生物標本の詳細（耳石、鱗、生殖腺など）を含む</p> <p>G. 保持されなかった SBT 及び ERS に関する情報には、種ごとの数及びその生存状態が含まれなければならない（別紙1で詳述している関連コードを使用すること）</p> <p>H. SBT の標識回収情報。これには、標識番号（標識自体も入手）、日付、位置、体長、体重、性別、収集した生物標本（例えば耳石）、標識の発見が操業観察中に行われたか否かの情報が含まれる</p>	

## 5. 生態学的関連種に関する措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関連する最低履行要件を規定している。

- CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議 (5.1)
- みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための決議 (5.2)

### 5.1 CCSBT の生態学的関連種に関する措置と他のまぐろ類 RFMO の措置との調和 (決議)

**名称 :** CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議 (ERS 決議)

**リンク :** [https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/docs\\_english/operational\\_resolutions/Resolution\\_ERS\\_Alignment.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/Resolution_ERS_Alignment.pdf)

全 ERS に関する IOTC 及び WCPFC の決議 / CMM 及び ICCAT 勧告への関連リンクは CCSBT ウェブサイトの混獲緩和措置に関するページから確認可能である : <https://www.ccsbt.org/en/content/bycatch-mitigation>

**注 :** CCSBT 20 において、メンバーは、メンバーの船舶が IOTC、WCPFC 及び ICCAT の各条約水域において SBT を漁獲する場合、各機関における ERS 規則を遵守することを約束した。このコミットメントは、その後の 2018 年の CCSBT 25 で初めて採択された CCSBT の法的拘束力のある ESC 決議に取り入れられた。

## 5.1 CCSBT の生態学的関連種に関する措置と他のまぐろ類 RFMO の措置との調和

義務	最低履行要件
<p>i. 各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶であって管轄水域<sup>26</sup>においてみなみまぐろを漁獲する船舶が当該管轄水域において発効している全ての ERS 措置を遵守することについて、メンバー又は協力的非加盟メンバーが ERS 措置を採択しているまぐろ類 RFMO のメンバーであるかどうかを問わず、これを確保しなければならない。ただし、メンバー又は協力的非加盟メンバーが WCPFC において関連するまぐろ類 RFMO の ERS 措置に対して公式に意義を申し立てており、該当する管轄水域において SBT を漁獲する場合であっても当該 ERS 措置の適用から除外されている場合を除く。</p> <p>ii. 管轄水域<sup>26</sup>が重複する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、適用する適切な RFMO の ERS 措置を選択しなければならない。</p>	<p>1. IOTC、WCPFC 又は ICCAT の管轄水域<sup>26</sup>で操業する場合、それぞれの機関が定めた生態学的関連種（海鳥類、海亀類及びさめ類）を保護するため、ERS 決議別添 I に記載された全ての措置を遵守するための運用制度及びプロセスを策定し、これを実施する。</p>
<p>iii. 管轄水域<sup>26</sup>外で操業する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、南緯 30 度以南における全てのはえ縄漁業においてトリラインを使用しなければならない。</p>	<p>1. 南緯 30 度以南であって IOTC、WCPFC 及び ICCAT の管轄水域<sup>26</sup>外で SBT を漁獲する場合はトリラインの使用を義務付けるための運用制度及びプロセスを策定する。</p>

<sup>26</sup> ERS 決議でいう管轄水域とは、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）の管轄する水域、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の条約区域及び大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の条約区域である。

**5.1 CCSBT の生態学的関連種に関する措置と他のまぐろ類 RFMO の措置との調和**

義務	最低履行要件
<p>iv. 各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶が管轄水域<sup>26</sup>内でみなみまぐろを漁獲する際に ERS 措置に含まれる義務を遵守することができなかった場合、これに対して効果的な行動をとることを確保しなければならない。拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーが、メンバーとなっていない委員会の管轄水域においてみなみまぐろ漁業を行う場合、当該条約の適当な機関においてメンバー又は協力的非加盟メンバーによる ERS 措置の遵守状況が評価されない限り、当該メンバー又は協力的非加盟メンバーは、該当する場合には、CCSBT 遵守委員会に対し、関連する ERS 措置に関するこうした行動について報告するものとする。</p>	<p>1. メンバーとなっていない RFMO の管轄水域内における ERS 措置のあらゆる非遵守に関してとられた措置を CCSBT 遵守委員会に報告する。ただし、当該措置にかかる同メンバーの遵守状況が該当する RFMO により評価される場合はその限りでない。</p>

## 5.2 みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告（勧告）

名称：みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告

リンク：[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Recommendation%20on%20ERS.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf)

注：本セクションのパラグラフは、メンバーを法的に拘束するものではない<sup>27</sup>ものの、メンバーによる遵守が期待されるものである。

5.2 みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告	
義務	最低履行要件
<p>i. メンバーは、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行していないのであれば、可能な限り実行する。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し、これを実施する。</p> <p>a. 可能な限り、海鳥類及びさめ類に関する国際行動計画(IPOA)並びにSBTを含む全ての漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドラインを成功裏に実施する。</p> <p>b. 以下の機関にERS情報/データを報告する。</p> <p>i. CCSBT拡大委員会/遵守委員会（これらに関するMPRセクション6.5vを参照）、及び生態学的関連種作業部会会合（これらに関するMPRセクション6.7を参照）</p>

<sup>27</sup> 特定のRFMOの管轄水域において他RFMOによる法的拘束力のある措置となっている場合を除く。

## 5.2 みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告

義務	最低履行要件
ii. メンバーは、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び／又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。	

## 6. 定期的な報告措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関連する最低履行要件を規定している。

- 月別漁獲報告 (6.1)
- 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告 (6.2)
- 科学データ交換 (6.3)
- 生態学的関連種データ交換 (6.4)
- 拡大委員会への国別報告 (6.5)
- 遵守委員会への年次報告 (6.6)
- 拡大科学委員会への国別報告 (6.7)
- 生態学的関連種作業部会への年次報告 (6.8)

### 6.1 月別漁獲報告 (決定)

名称: CCSBT への月別漁獲報告

リンク: この決定の詳細は、CCSBT12 報告書の議題項目 12.4 のとおり。

[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_12/jp\\_report\\_of\\_ccsbt12.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_12/jp_report_of_ccsbt12.pdf)

注: 月別漁獲報告の主たる目的は、この漁業の管理及び遵守体制を改善することである。

6.1 月別漁獲報告	
義務	最低履行要件
i. 毎月、メンバー及び協力的非加盟国は、当該月における SBT の総漁獲量、及び当該年における直近の SBT 累積総漁獲量を事務局に報告する。この報告は、漁業が行われた月の翌月の末日までに提出されなければならない。	1. 報告書は、漁業が行われた月の翌月の末日までに、電子的な手段によって、事務局長に提出される。 2. 月別及び累積漁獲量は、原魚重量 (キログラム単位) で報告される。



## 6.2 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告（決定）

**名称:** この措置の公式な名称はないが、通常、「漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告」と呼ばれる。

**リンク:** この決定の詳細情報は、CCSBT13 報告書の第 39 及び 40 パラグラフのとおり。

[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_13/jp\\_report\\_of\\_CCSBT13.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_13/jp_report_of_CCSBT13.pdf)

**注:** 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告制度は、CCSBT の管理措置に関する透明性及び信頼性を改善するために設けられた。

6.2 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、以下に掲げる事項に関連する情報を、適時 <sup>28</sup> CCSBT 事務局に提供しなければならない。 a) みなみまぐろ漁業のための、会社、割当所有者、又は漁船 <sup>29</sup> のいずれかへの、年間 SBT 割当量及び漁獲配分に関する取決め b) 漁期又は漁業年の終了時における、会社、割当所有者又は漁船の割当に対する SBT の最終漁獲量	
ii. 「オリンピック」方式によってこの漁業を管理しているメンバーは、(b)の詳細のみを報告しなければならない。	

<sup>28</sup> この決定を受け、休会期間中の議論によって、当初の配分量に関する情報の提出期限は漁期の開始から 2 か月以内、最終漁獲量に関する情報の提出期限は漁期の終了から 6 か月以内とすることが決定されている。

<sup>29</sup> 提供される船舶の詳細情報には、船舶の名称及びコールサインが含まれなければならない。

### 6.3 科学データ交換（毎年の決定）

名称: 科学データ交換

リンク: この一連の義務は、拡大科学委委員会（ESC）の毎年の年次会合の場で更新される。2011年の科学データ交換に関する要件については、SC15報告書の別紙14のとおり。

[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_15/jp\\_report\\_of\\_CCSBT15.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_15/jp_report_of_CCSBT15.pdf)

注: 科学データ交換の要件は、データの項目ごとに列挙され、各メンバーが提供すべきデータの内容及びその期限について規定している。

6.3 科学データ交換	
義務	最低履行要件
i. 全てのメンバーは、ESCが作成した最新の年次データ交換要件によって定められたデータを、同要件で定められる期限までに提供することが要請されている。	1. データは、電子的な手段によって事務局長に提出する。

### 6.4 生態学的関連種データ交換（毎年の決定）

名称: 生態学的関連種データ交換 リンク: 2015年のデータ交換要件はERSWG 11報告書別紙7のとおり:

[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/general/jp\\_ERSWG%20Data%20Exchange.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/general/jp_ERSWG%20Data%20Exchange.pdf)

注: ERSデータ交換要件は詳細なものであり、直前の暦年のERSデータは当年7月31日までに提出されなければならない（すなわち、2016年のデータは2017年7月31日までに事務局に提出されることとなる）。

6.4 生態学的関連種データ交換	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、ERSWGデータ交換要件を遵守する。	1. 直前の暦年におけるERSWGデータ交換が定めるデータを毎年収集及び提供し、及びCCSBT事務局に対してこれらのデータを当年7月31日までに提出するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。

## 6.5 遵守委員会及び／又は拡大委員会への年次報告（一連の決定/決議/勧告）

名称: 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート<sup>30</sup>

リンク: 以下にこの措置に含まれる関連する義務の根拠を示す。

- i. 遵守委員会付託事項の手続規則 10  
[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/basic\\_documents/jp\\_terms\\_of\\_reference\\_for\\_subsidary\\_bodies.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/basic_documents/jp_terms_of_reference_for_subsidary_bodies.pdf)
- ii. CC7 報告書パラグラフ 26（及び別紙 5）  
[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp\\_Annual\\_CC-EC\\_Reporting\\_Template.docx](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.docx)
- iii. CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議 パラグラフ 5 (a)  
[https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_VMS.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_VMS.pdf)
- iv. 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 パラグラフ 31  
[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_Transhipment.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Transhipment.pdf)
- v. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告 パラグラフ 2 及び 3  
[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Recommendation%20on%20ERS.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf)
- vi. みなみまぐろの全ての死亡要因の報告に関する決議 パラグラフ 1 及び 2  
[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_Reporting\\_on\\_all\\_Sources\\_of\\_Mortality.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Reporting_on_all_Sources_of_Mortality.pdf)
- vii. CC7 報告書パラグラフ 25（及び別紙 5）（全ての死亡要因の推定値に関する最良の推定値）  
[https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_19/jp\\_report\\_of\\_CC7.pdf](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_19/jp_report_of_CC7.pdf)

---

<sup>30</sup> 報告書テンプレートは以下のリンクから入手可能である: [https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp\\_Annual\\_CC-EC\\_Reporting\\_Template.docx](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.docx)

6.5 遵守委員会及び／又は拡大委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に提出する報告書のための合意された CC 及び EC に提出する年次報告書のテンプレート <b>Error! Bookmark not defined.</b> に従って、遵守委員会会合の開催 4 週間前に、上記の年次レビューを提出しなければならない。	報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。いかなるセクションも空欄のままとしてはならない。要請されている情報が収集されていない場合には、当該セクションを空欄とするのではなく、その旨明記しなければならない。同様に、特定の漁業に対して適当でないセクションについても、空欄にせず、その旨明記しなければならない。
ii. 各メンバーは、自国の遵守委員会及び拡大委員会に提出する報告書 <sup>30</sup> の詳細を改善し続けなければならない。かかる報告書は最新化され、その後の遵守委員会年次会合に提出されなければならない。	
iii. メンバーは、遵守委員会の前に、VMS に関する概要報告を提供しなければならない。	1. 年次国別報告書テンプレート <sup>30</sup> のセクション 2.2.4 : VMS を完成する。
iv. メンバーは、遵守委員会年次会合の 4 週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前漁期の洋上及び港内における SBT 転載数量</li> <li>○ 前漁期に洋上及び港内において転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト</li> <li>○ 前漁期に LSTLVs から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書</li> </ul>	1. 年次国別報告書テンプレート <sup>30</sup> のセクション 2.4 を完成する。

6.5 遵守委員会及び／又は拡大委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
v. メンバーは、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、遵守委員会に対し、毎年報告する。	1. 年次国別報告書テンプレート <sup>30</sup> のセクション別添 1、2 (a) - (c) を完成する。
vi. 全てのメンバーは、みなみまぐろの全ての死亡要因にかかる数量にかかる正確かつ完全なデータを報告する。メンバーが完全かつ正確なデータを提供することができない場合は、遊漁漁獲量及び投棄量を含む全てのみなみまぐろの死亡要因にかかる最良の推定値を毎年報告するものとする。	1. 年次国別報告書テンプレート <sup>30</sup> のセクション 2.1.1、2.1.2 及び 2.1.3 を完成する。

## 6.6 拡大科学委員会への国別報告（決定）

名称: 科学委員会のための国内 SBT 漁業の年次レビュー

6.6 拡大科学委員会への国別報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、SBT 漁業の年次レビューのための合意された書式（別紙 C）に従い、当該年次レビューを提出しなければならない。	1. 年次報告書は、合意されたテンプレートの各セクションへの回答とともに、電子的な手段によって、拡大科学委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。

## 6.7 生態学的関連種作業部会への年次報告（決定）

名称: メンバーの ERSWG への年次報告に関する要件

6.7 生態学的関連種作業部会への年次報告	
義務	最低履行要件
ii. 各メンバーは、ERSWG 会合の 4 週間前に、ERSWG への年次報告のための合意された書式（別紙 D）に従い、当該年次報告書を提出しなければならない。	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 年次報告書は、合意されたテンプレートの各セクションへの回答とともに、ERSWG 年次会合の 4 週間前までに提出される。</li><li>2. 報告書は、電子的な手段によって提出される。</li></ol>